

令和元年10月2日(水)
午後1時～3時30分
メルパルクホール
〈全国統一研修会〉

令和元年度
第28回 会員研修会資料

日本の巨額債務にどう立ち向かうか
～ 社会保障改革と消費税の観点から～

講 師

一橋大学名誉教授
成城大学経済学部特任教授

た ぢか えい じ
田 近 栄 治 氏

東京税理士会

東京税理士協同組合教育情報事業配布資料

構成

1. 日本経済の現状
 2. 日本の財政の現状
 3. 増大する社会保障費の仕組みと対応
 4. 医療制度改革をどう進めるか
 5. 消費税は社会保障財源として活用されているか
-

概要

日本経済は実力レベルの水準を取り戻しつつある。しかし、豊かさが感じられない。伸びない賃金はその理由の一つだ。

政府の財政赤字は、デフレの状態では経済を支える役割があった。しかし、日本経済はもはやデフレではない。今こそ、財政健全化の時だ。

日本の財政問題は、社会保障への政府の関与が最大問題だ！

それを医療制度から見てみる。

医療給付費の増加率よりもずっと大きな率で医療への公費負担が増大している。

社会保障への公費のあり方と抑制が日本財政、そしてこれからの経済の行方を決める。

保険者から医療機関や製薬会社への支払い（給付）を出来高払いから、事前の見積もり予算へと切り替えることが改革の鍵だ。これなら保険給付の予想が立つ。

公費負担も、かかった医療費（事後的費用）にではなく、事前に約束した（リスクに見合った）医療費に基づいて支払われる仕組みへと改革すべきだ。

それでも保険料率は増大していくだろう。その負担は、国民全体で分かち合わないといけない。今こそ、税と社会保障負担を一体としてとらえることが必要だ。

1. 日本経済の現状

GDPから見てみると

平成29年度国民経済計算年次推計 (フロー編) ポイント

1. 支出	P 1
2. 所得	P 8
3. 生産	P 9
4. 純貸出(+)/純借入(-)	P 11
5. 一人当たり名目GDP、名目GNI、国民所得	P 15
6. GDPの国際比較	P 16

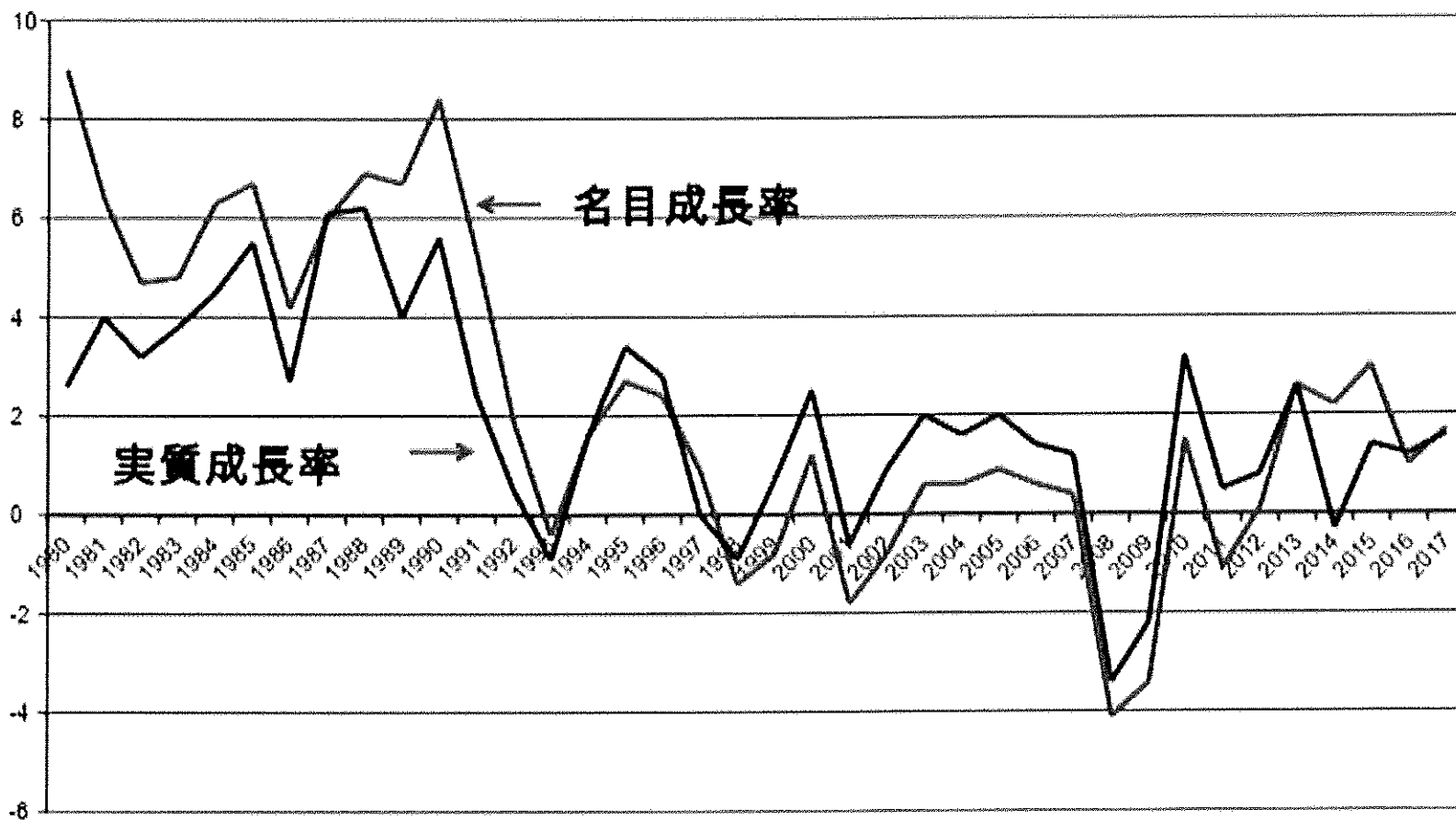


平成31年4月5日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

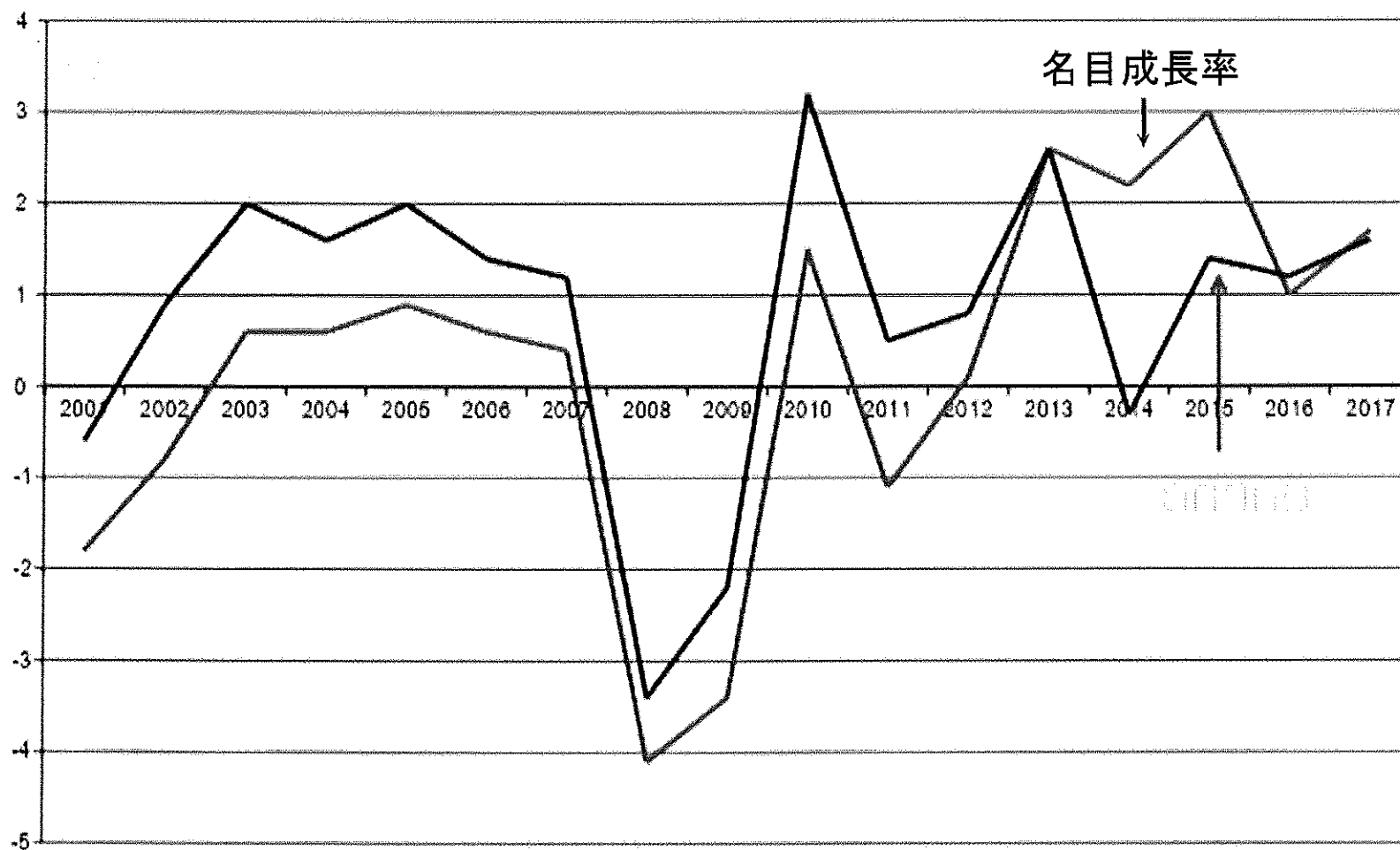


- (注1) 今後公表される計数表は、内閣府経済社会総合研究所ホームページ (<https://www.esri.cao.go.jp/jp/ona/menu.html>) に掲載。
- (注2) 「1. 支出」及び「2. 所得」の「1」国内総所得(GDI)、国民総所得(GNI)は、平成30年12月10日に公表済の計数。
- (注3) 厚生労働省より「毎月勤労統計」の所集計値が公表されたことを受け、「雇用者報酬」を再推計し、それに伴い再計算が必要となる「平成29年度国民経済計算(フロー編)」(平成30年12月25日公表)の計数を改定し、1月25日に平成26年及び平成29年分を公表。また、4月5日には平成26年から平成27年分を公表(雇用者報酬は2月19日にOECDで公表したものと同一)。

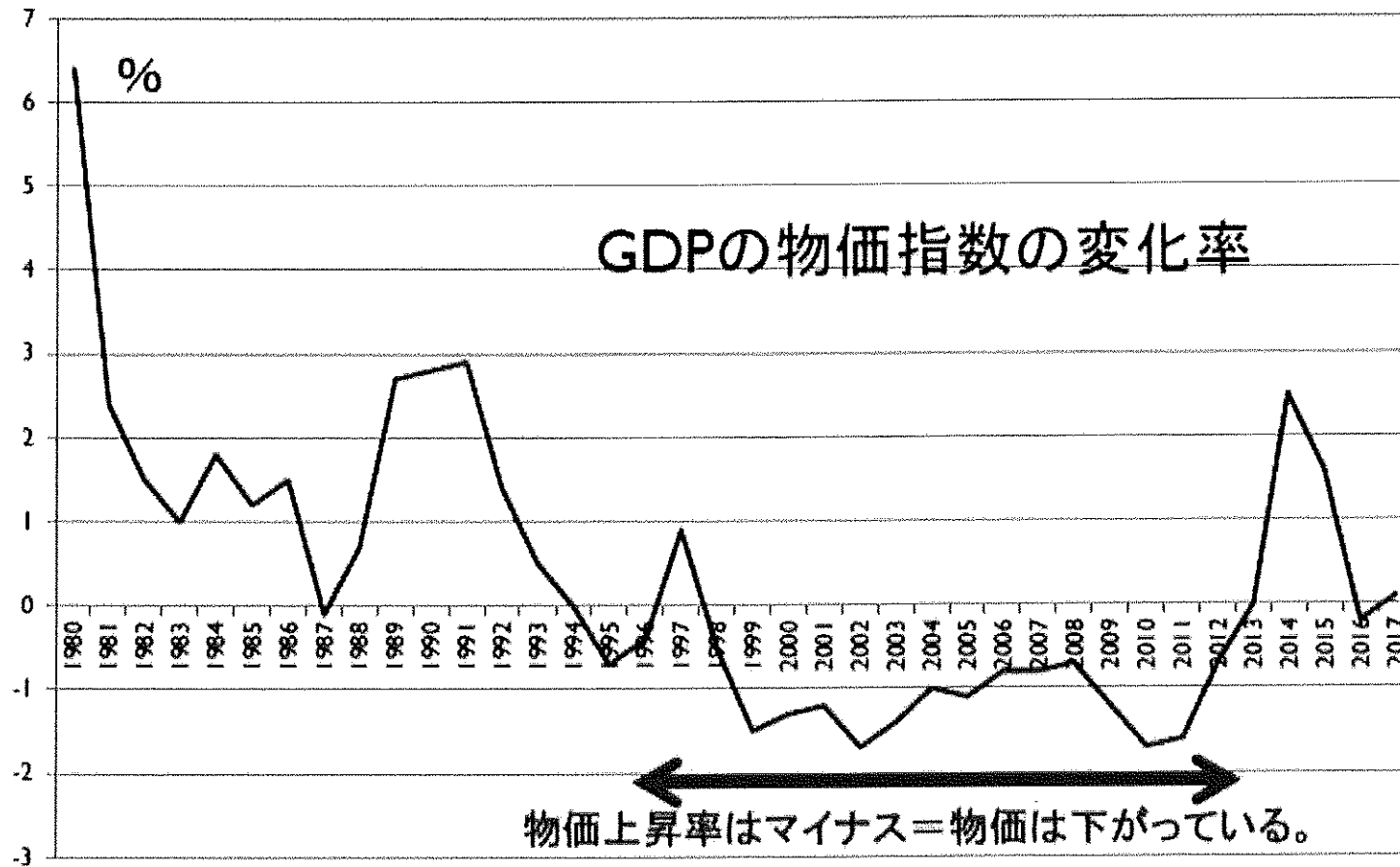
日本のGDP成長率 (%)



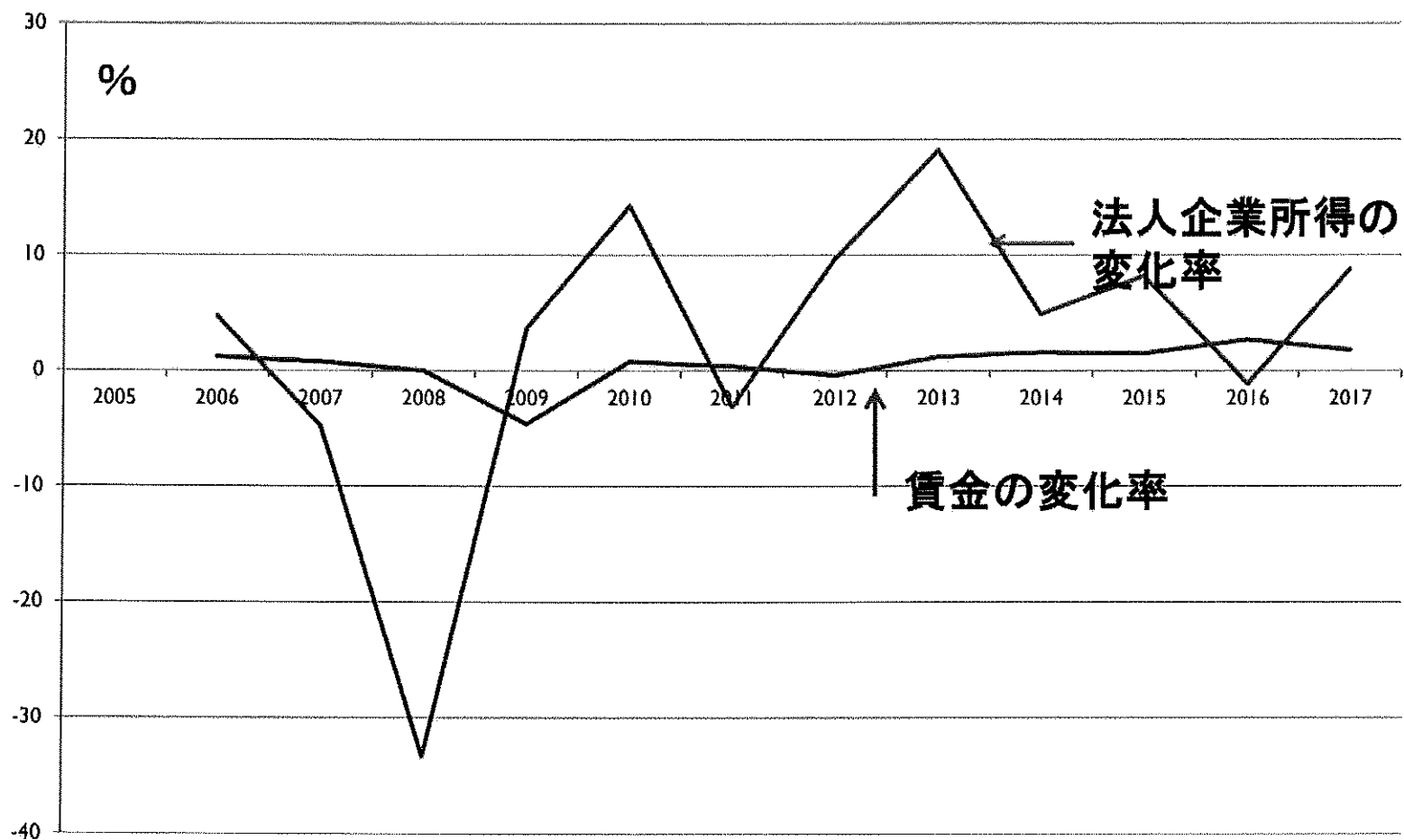
GDP成長率 (2001年度以降)



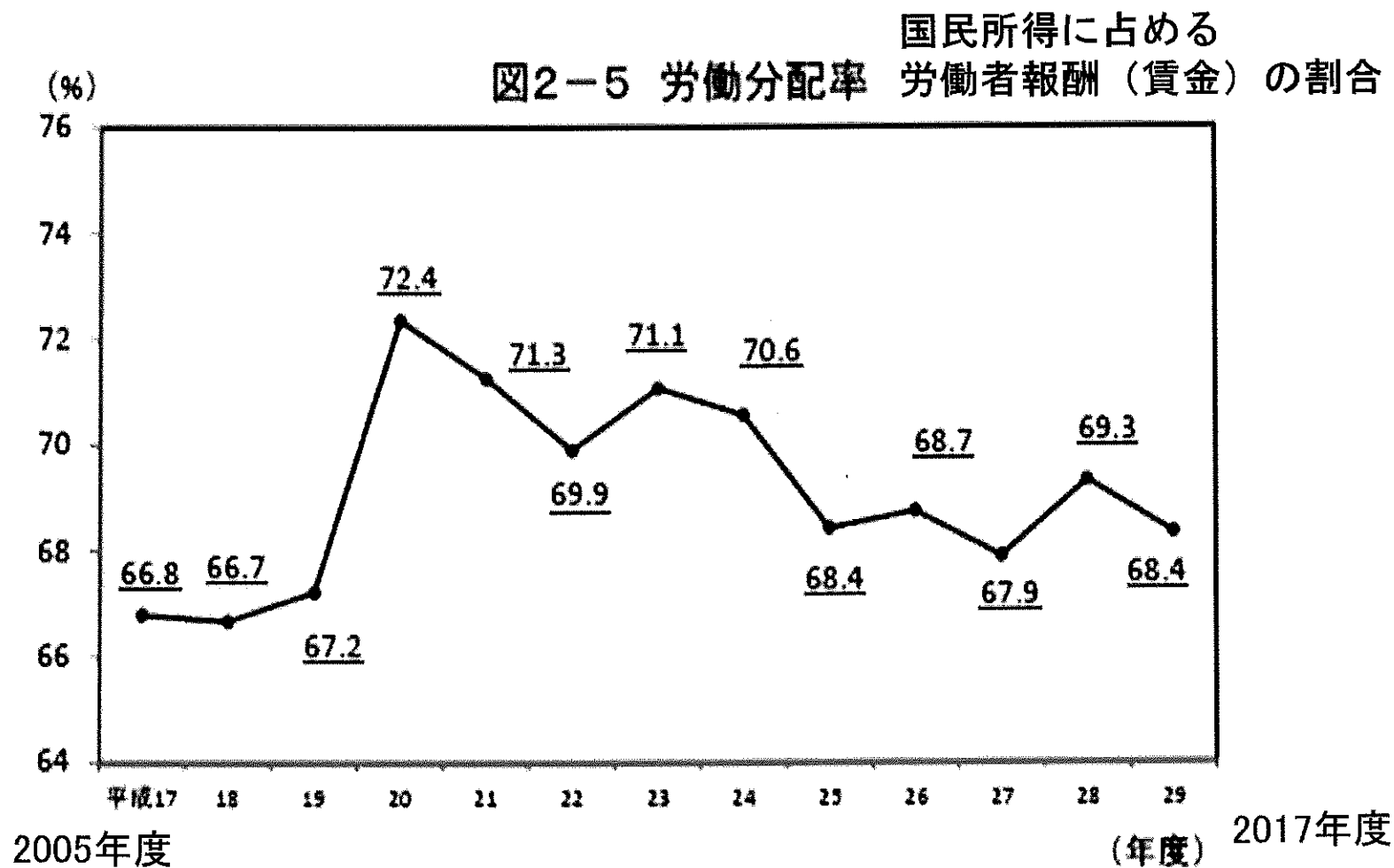
物価でみたGDP (GDPデフレーターの変化率)



賃金（雇用者報酬）と 会社の利益（法人企業所得）の変化率の比較

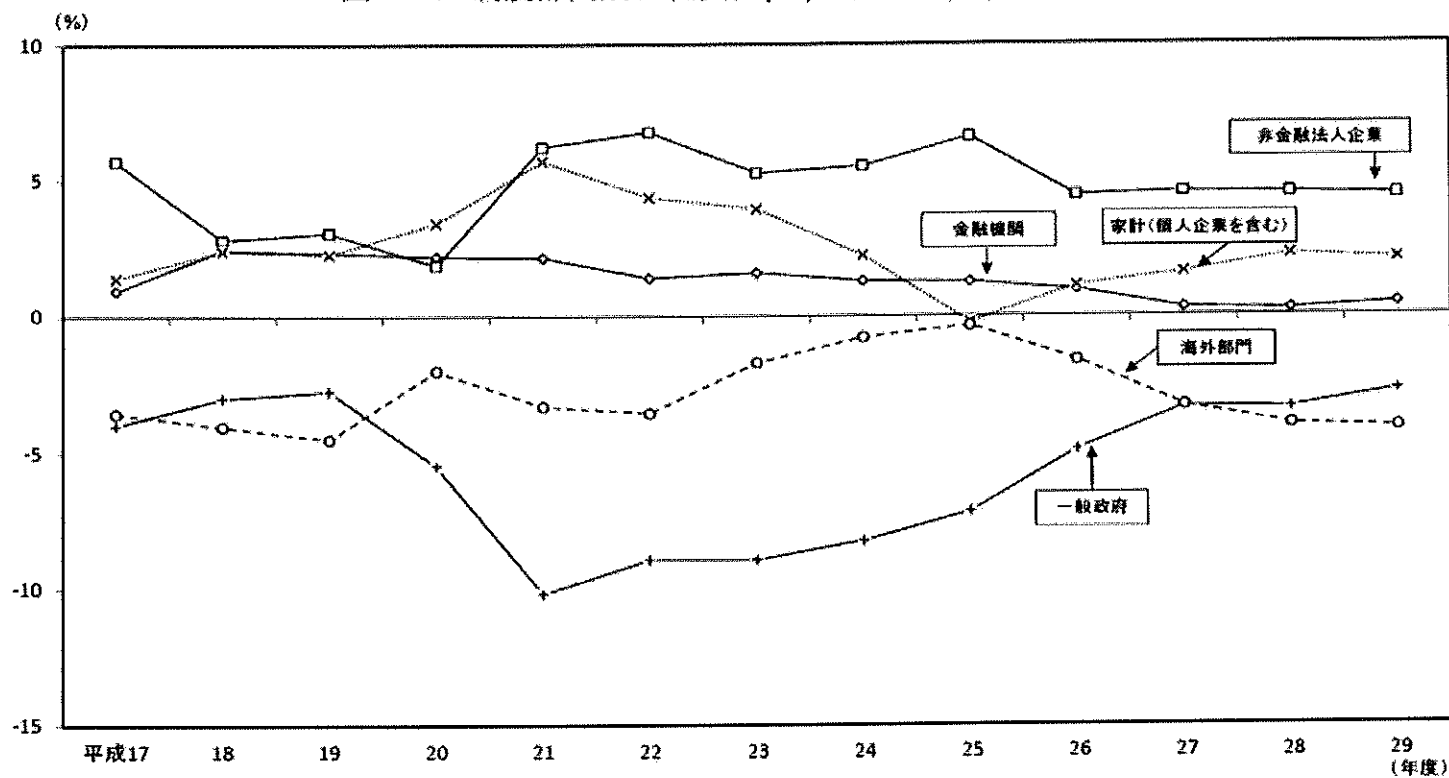


労働者の取り分は減少した



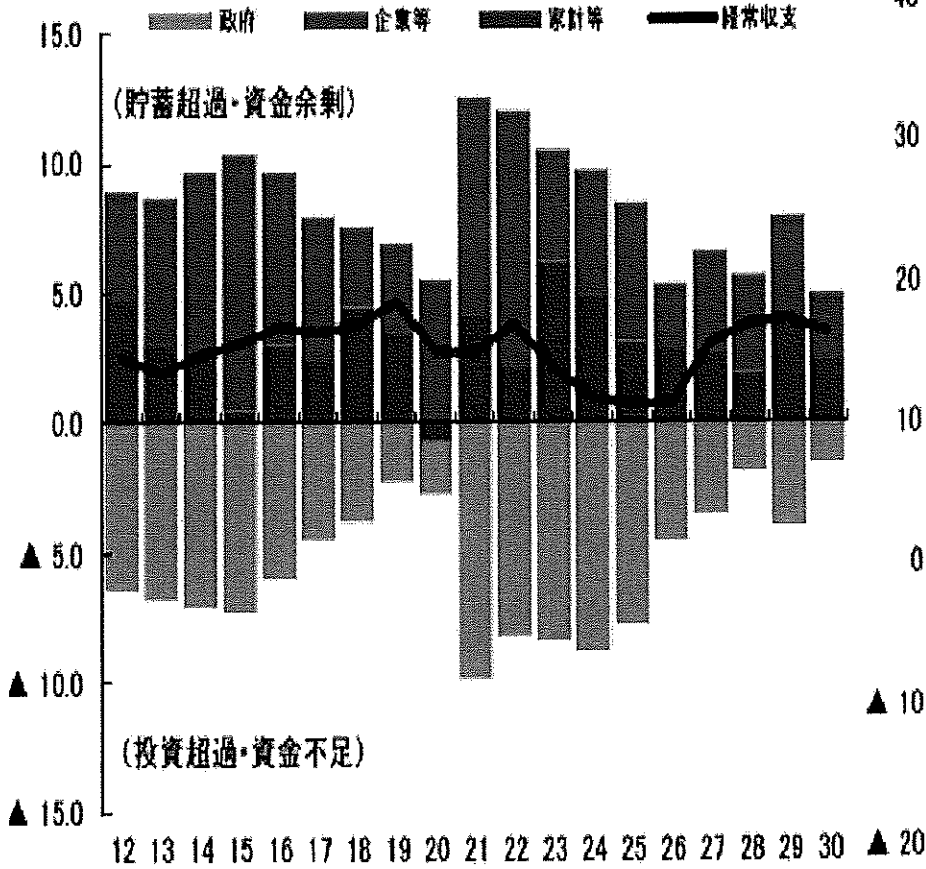
政府、家計、企業などの資金運用

図4-1 制度部門別の純貸出(+)/純借入(-)(対名目GDP比)



＜部門別資金過不足の推移＞

(対名目GDP比、%)

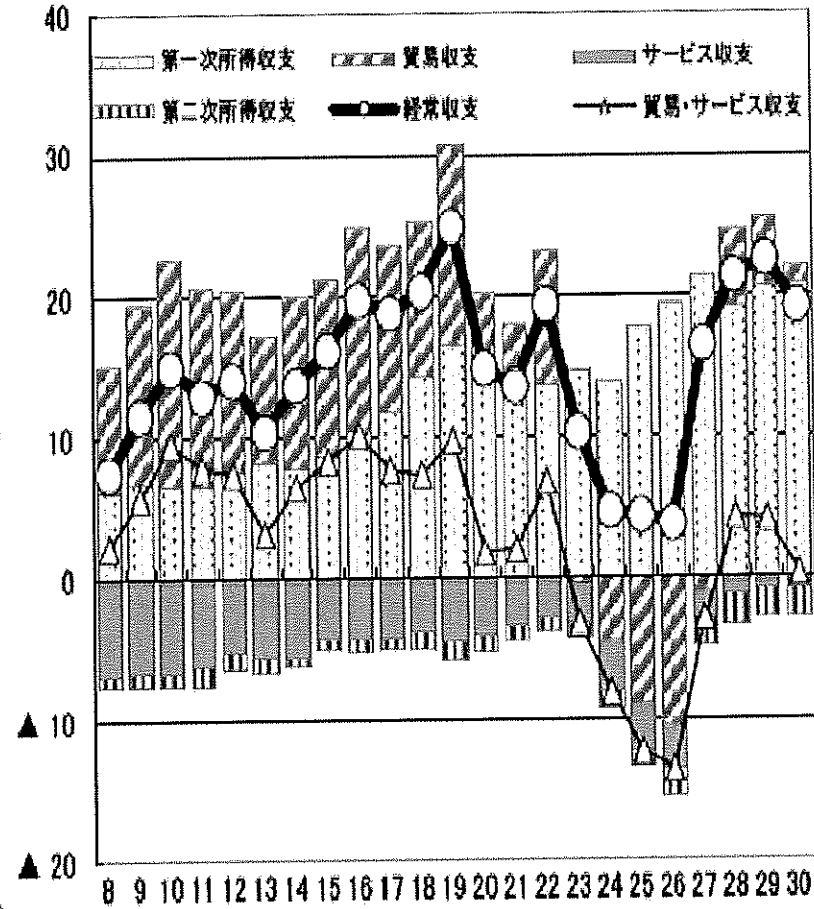


(注)家計等=家計+対家計民間非営利団体 企業等=非金融法人+金融機関 (暦年)

(出所)日本銀行、内閣府

＜經常収支の推移＞

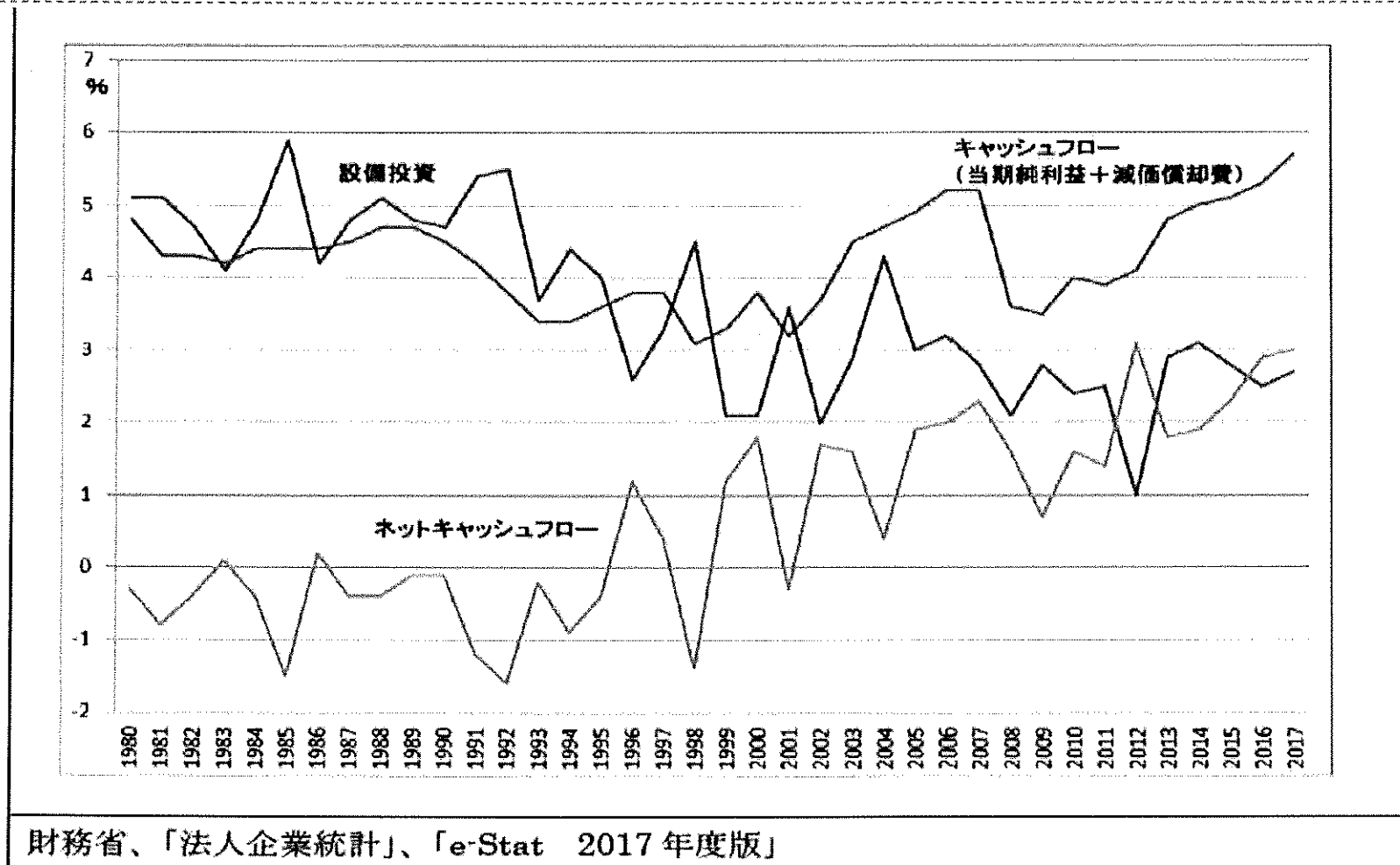
(兆円)



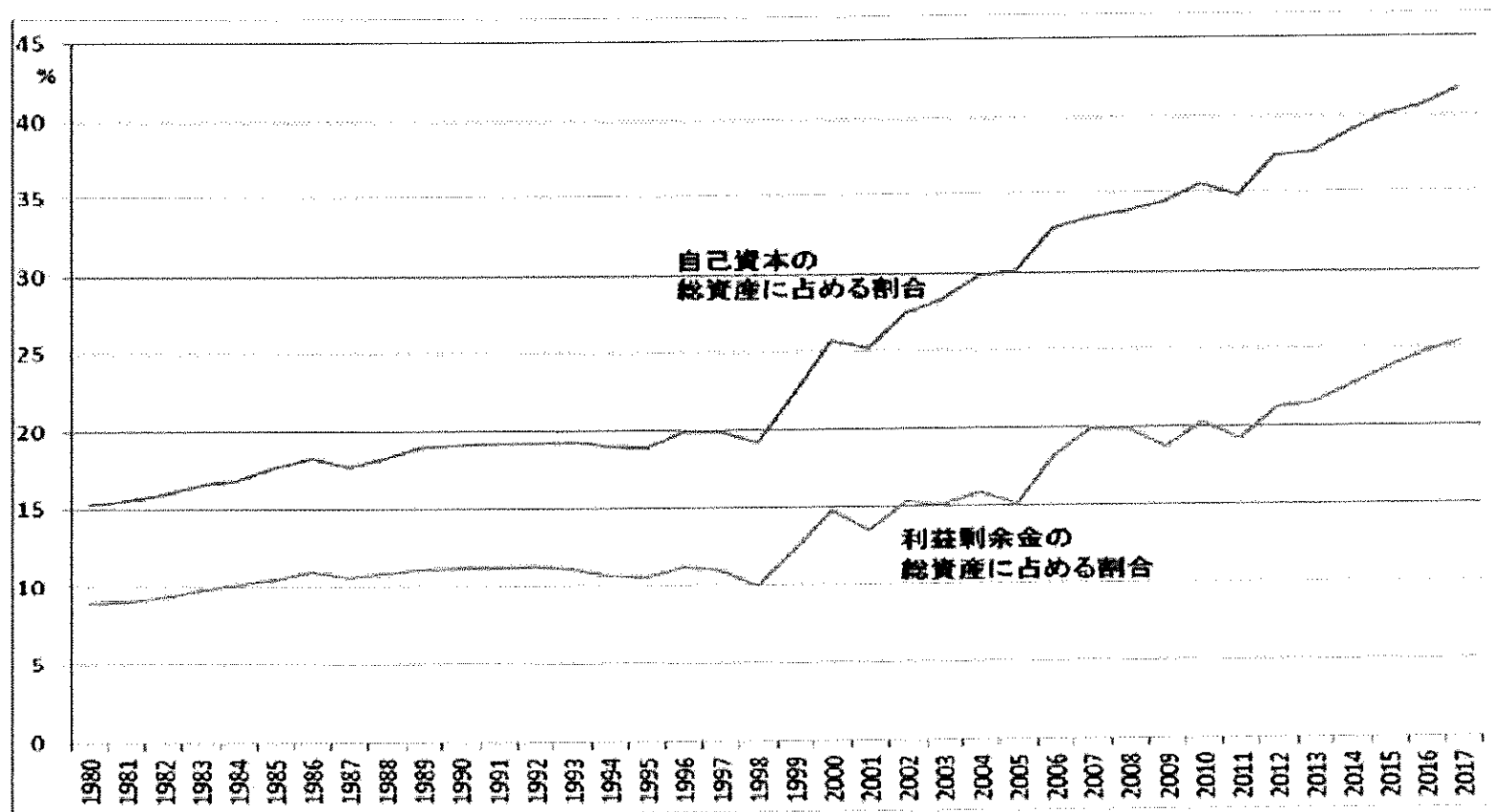
(出所)財務省「国際収支統計」

(暦年)

【法人企業統計】全産業（金融を除く）のキャッシュフローと投資額-総資産割合（%）



自己資本と利益剰余金－総資産割合（％）－



財務省、「法人企業統計」、「e-Stat 2017年度版」

長い「デフレ」の間、経済を支えたもの

活発でない経済を支えるには？

消費や投資を通じた需要サイドの支え。

デフレの間、日本で起きていたこと。

企業：注意深くなって、手元のお金を大切にした。結果的には
資金余剰。

家計：伸びない賃金、また高齢化が進んで、貯蓄どころでないし、
消費も増やせない。

政府：ずっと税収より大きな支出を続けた。国内で活発に使われ
ないお金は、政府が使った。

海外：日本全体としては海外にお金を貸し出していたので、
日本経済は世界のなかで信用を保てた。

デフレの間の
赤字の政府をどう考えたらいいいのか。

赤字を続けた政府は「悪者」なのか。

経済全体を不景気に落ち込ませないためには、需要の支えが必要だった。この点から見れば、財政赤字を続けた政府は「悪者」ではない。

もちろん、一般論として、無駄はダメだ、政府の支出は、家計や企業がもっと消費や投資をする経済環境を実現する基盤の一つとなっていないとならない。

しかし、いまなぜ財政健全化なのか。

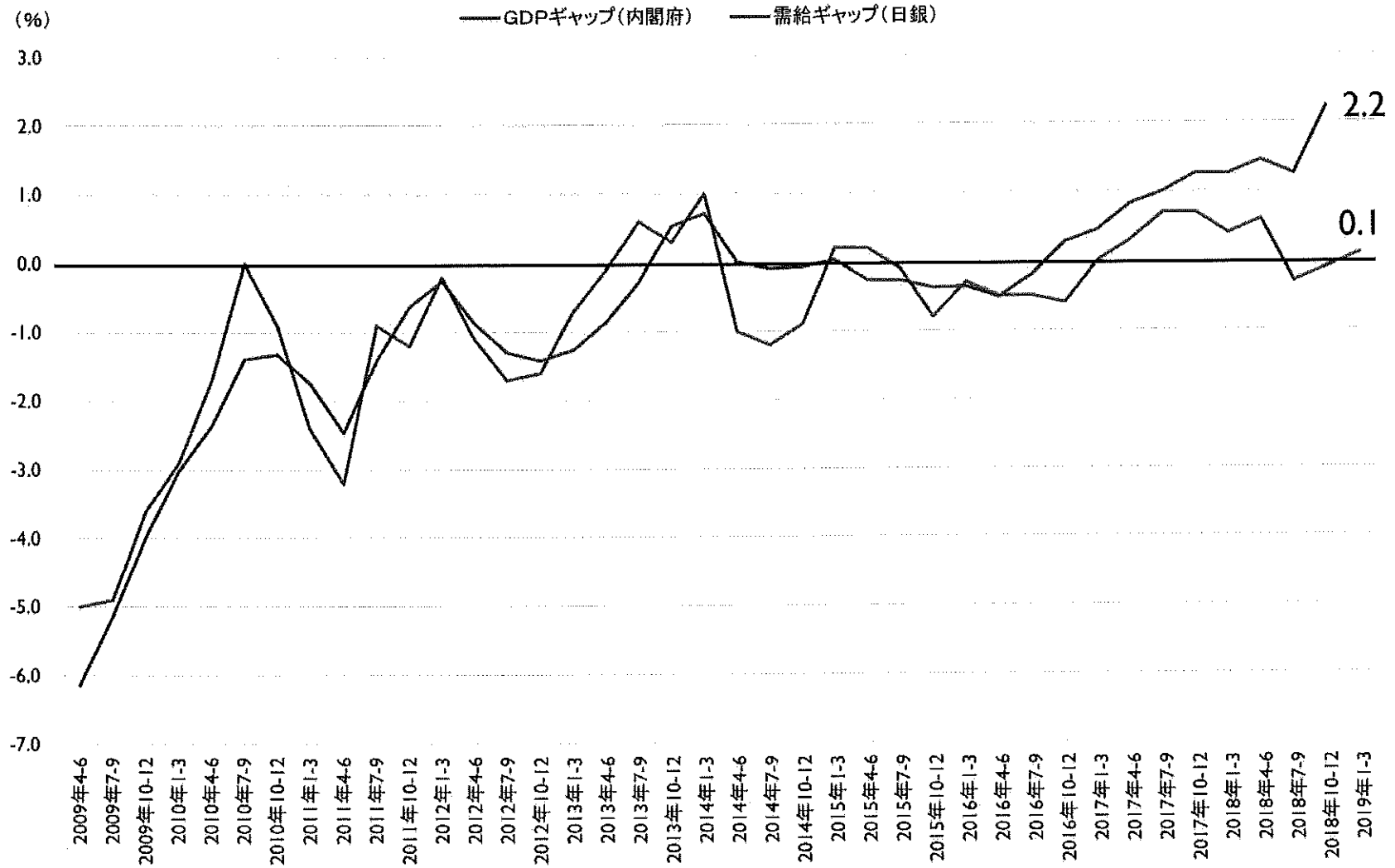
日本経済は、失業や使われずに遊んでいる機械は見当たらない。GDPは、いまある人手や機械などで生産できる水準を達成している（GDPギャップはプラスだ）。

人口は減少し、高齢化は進んでいる。しかし、女性や高齢者が以前より働き出しているし、外国からも人が来ている。今後はロボットやAIによって足りない人手を補うこともできる。日本経済の将来を悲観する理由はない。

政府の今の役割は、デフレ退治を理由とした財政赤字を続けることではない。赤字の原因を明らかにして、財政の健全化を進めることだ。

何よりも心配なことは、自然災害や世界的な不況が起きた、いざという時、このままの巨額負債を抱えたままでは、政府はさらに赤字を出して、歳出を拡大することはできないことだ。

GDPギャップの推移



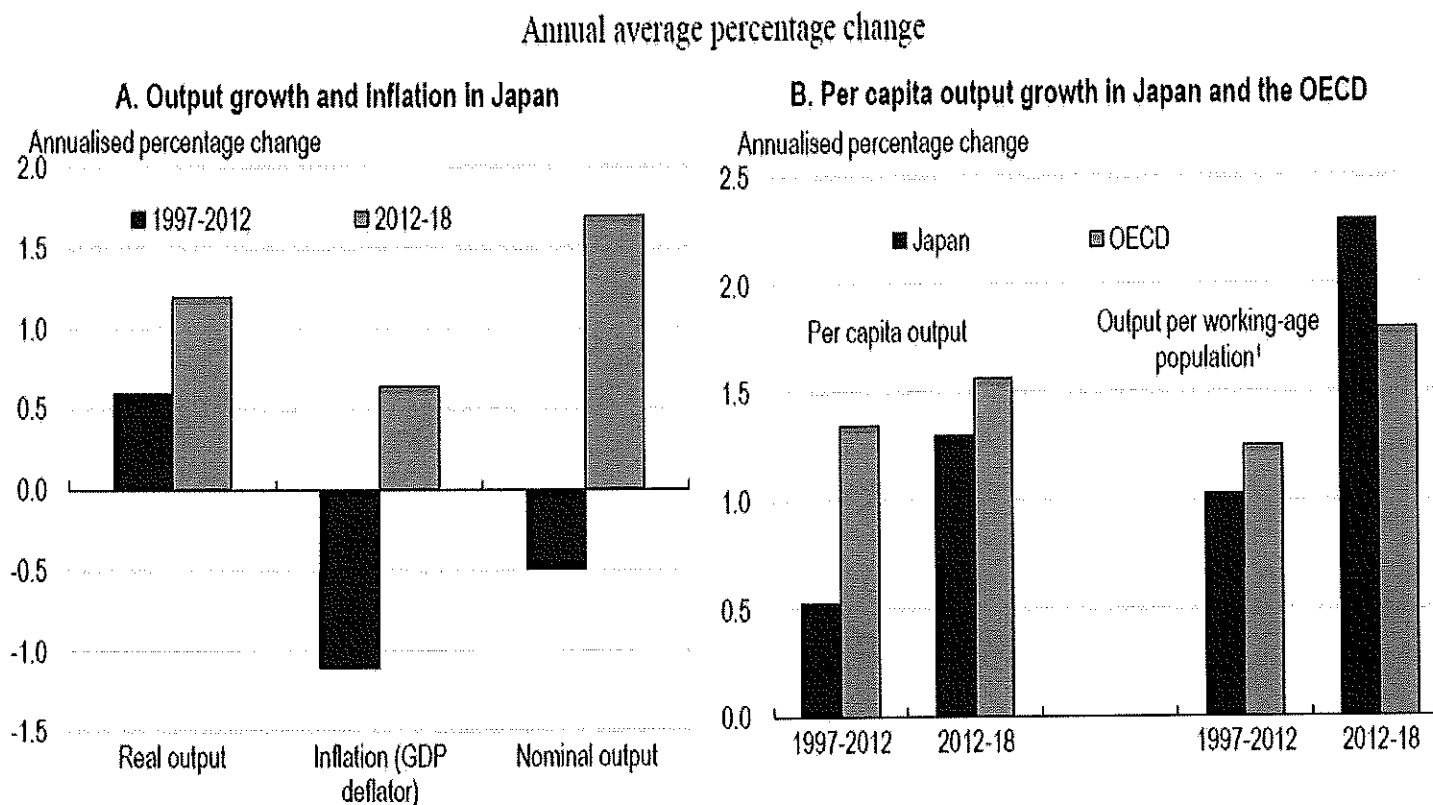
出典：内閣府「月例経済報告(月次)」、日本銀行「需給ギャップと潜在成長率」により作成

※令和元年6月10日作成

OECD Economic Surveys JAPAN

April 2019

Figure 1. Abenomics has contributed to faster output growth and higher inflation



1. The 20-64 age group.

Source: OECD Economic Outlook database.

2. 日本の財政の現状

財務省パンフレットから見てみると

日本の財政関係資料

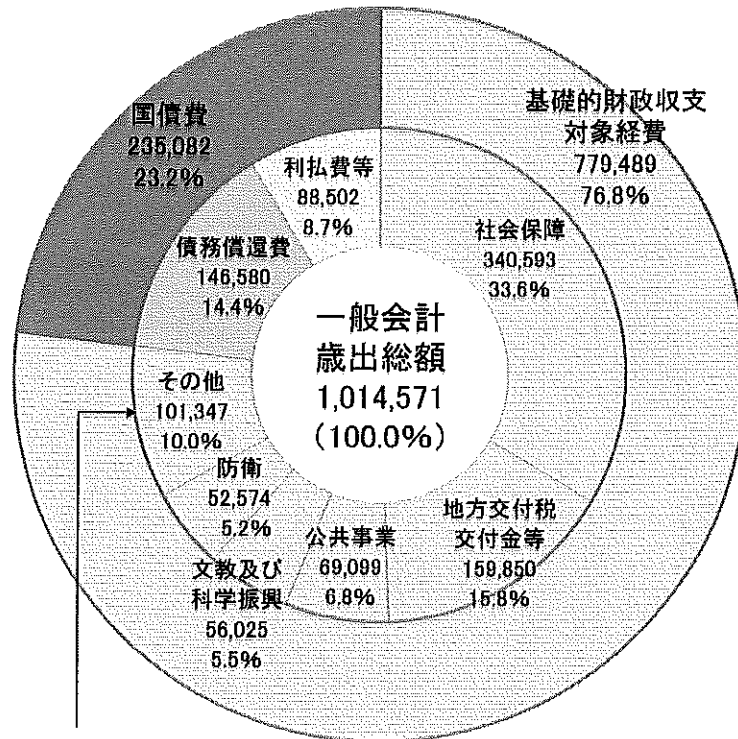


令和元年6月
財務省

国の歳出と歳入 (2019年度予算)

当初予算(通常分+臨時・特別の措置)

(単位:億F)



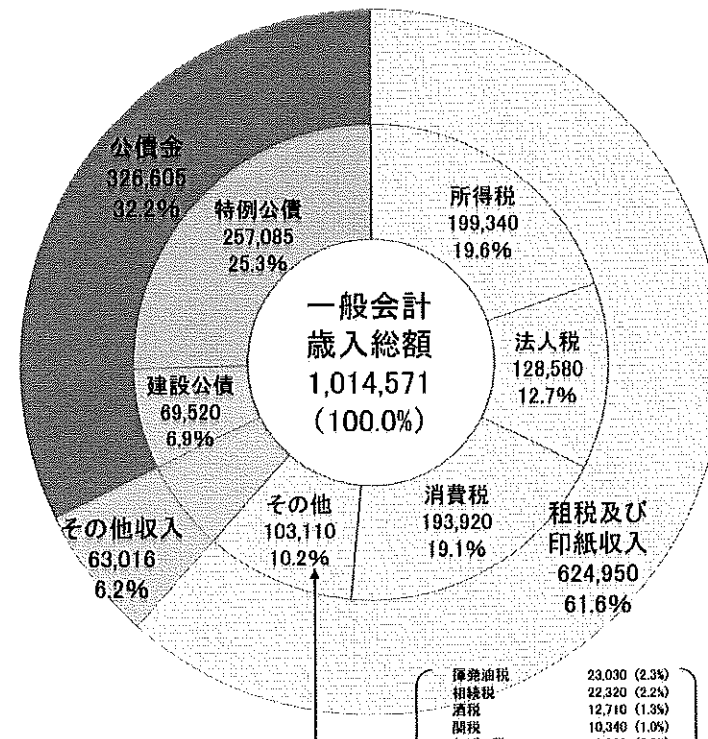
食料安定供給	9,823 (1.0)
エネルギー対策	9,780 (1.0)
経済協力	5,021 (0.5)
恩給	2,097 (0.2)
中小企業対策	1,790 (0.2)
その他の事項経費	67,858 (6.7)
予備費	5,000 (0.5)

※「基礎的財政収支対象経費」とは、歳出のうち国債費を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標。

※「一般歳出」(=「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの)は、619,639(61.1%)。うち社会保障関係費は55.0%

当初予算(通常分+臨時・特別の措置)

(単位:億円)



揮発油税	23,030 (2.3%)
相続税	22,320 (2.2%)
酒税	12,710 (1.3%)
関税	10,340 (1.0%)
たばこ税	8,880 (0.9%)
石油石炭税	7,070 (0.7%)
自動車重量税	3,760 (0.4%)
電源開発促進税	3,300 (0.3%)
国際観光旅客税	500 (0.0%)
その他税収	700 (0.1%)
印紙収入	10,480 (1.0%)

所得税、法人税と消費税を全部
社会保障関係費に使ってみたら？

社会保障関係費 34兆593億円

所得税収 19兆934億円+

法人税収 12兆8580億円+

消費税収 19兆3920億円

—

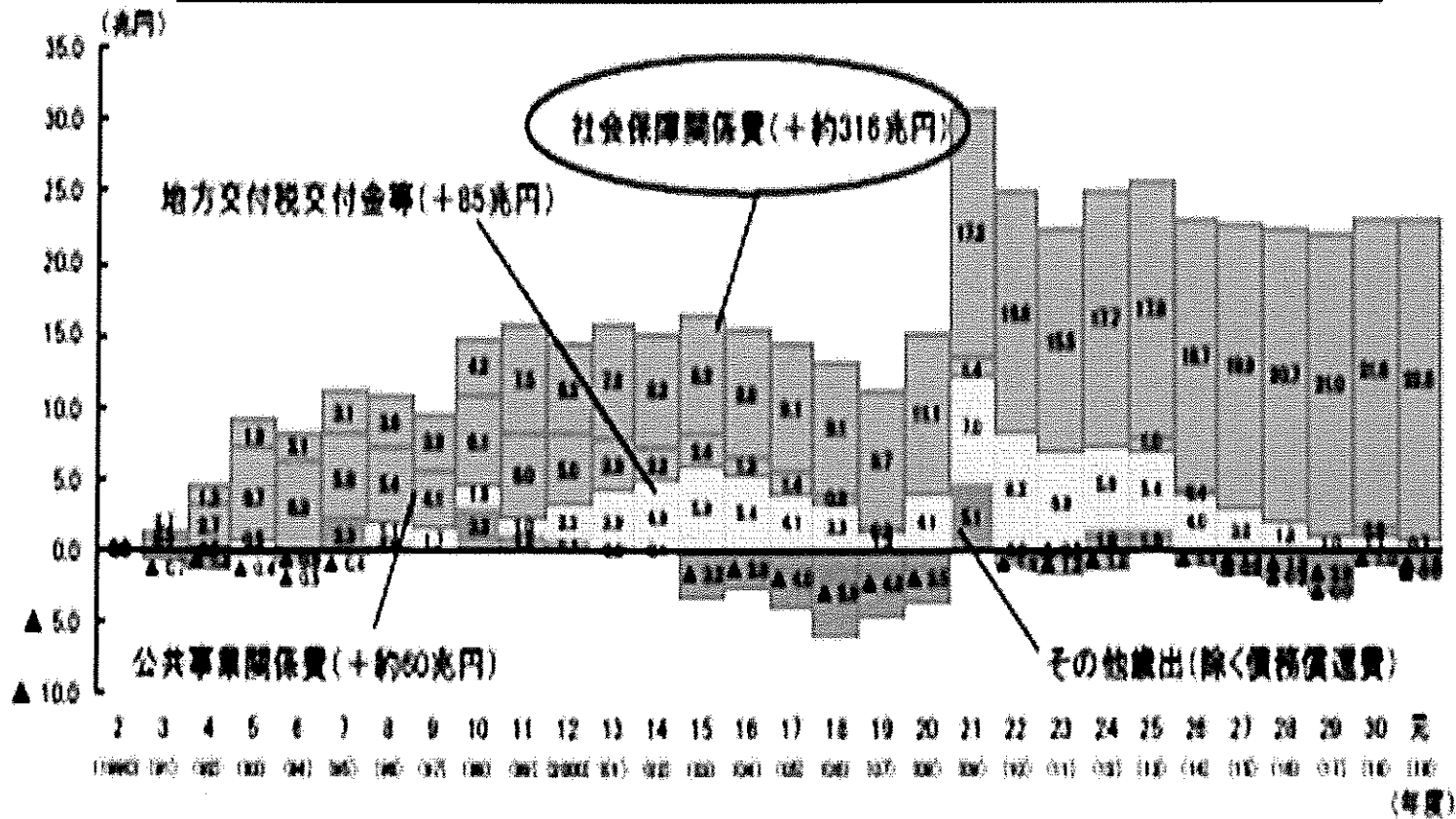
地方への配分 約15兆1785億円

=37兆59億円

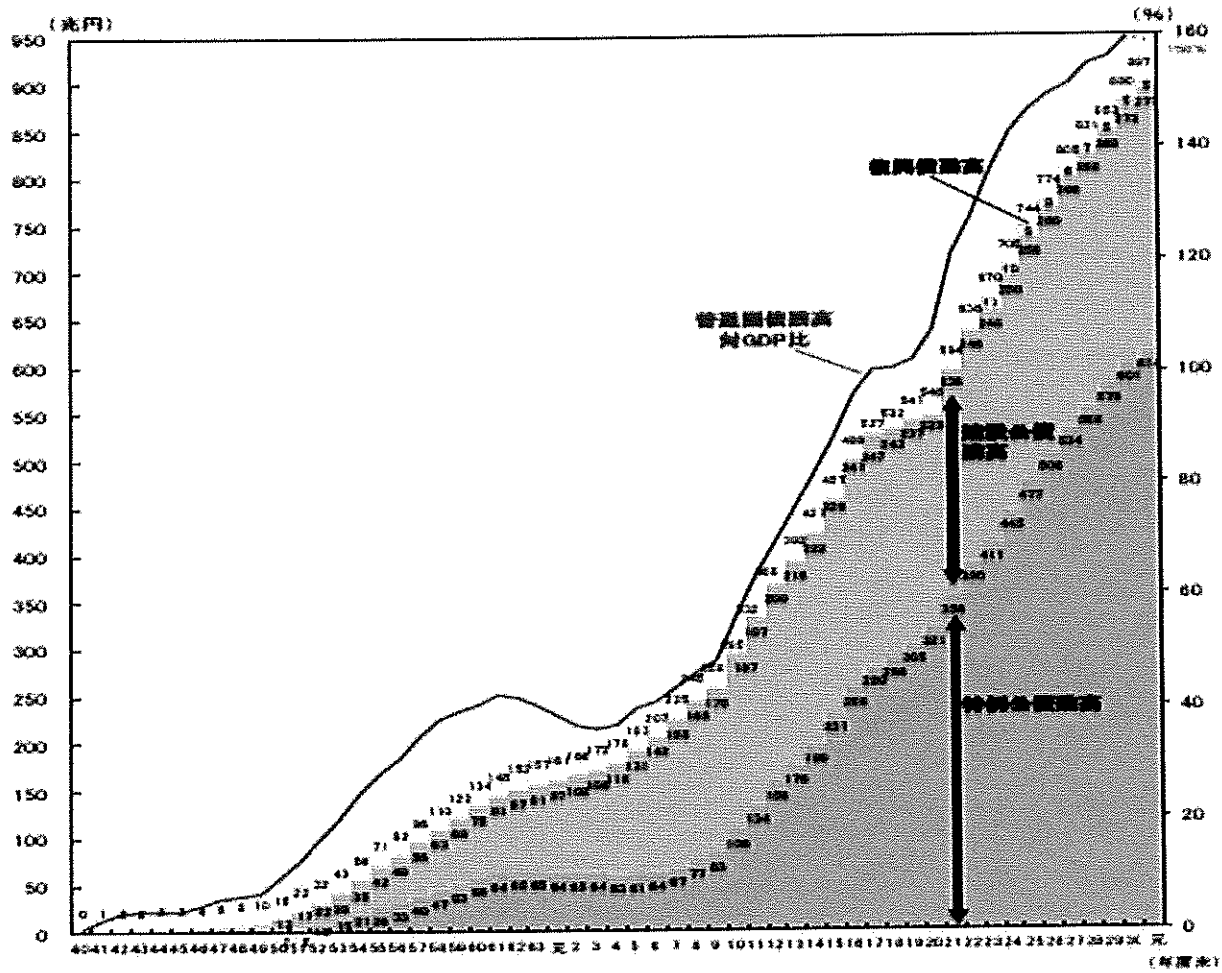
=> 財政破綻とみていい状況。

増大する社会保障関係費 国の歳出で増加したのは社会保障関係費

歳出の増加要因 : ＋約441兆円



国債残高の増加



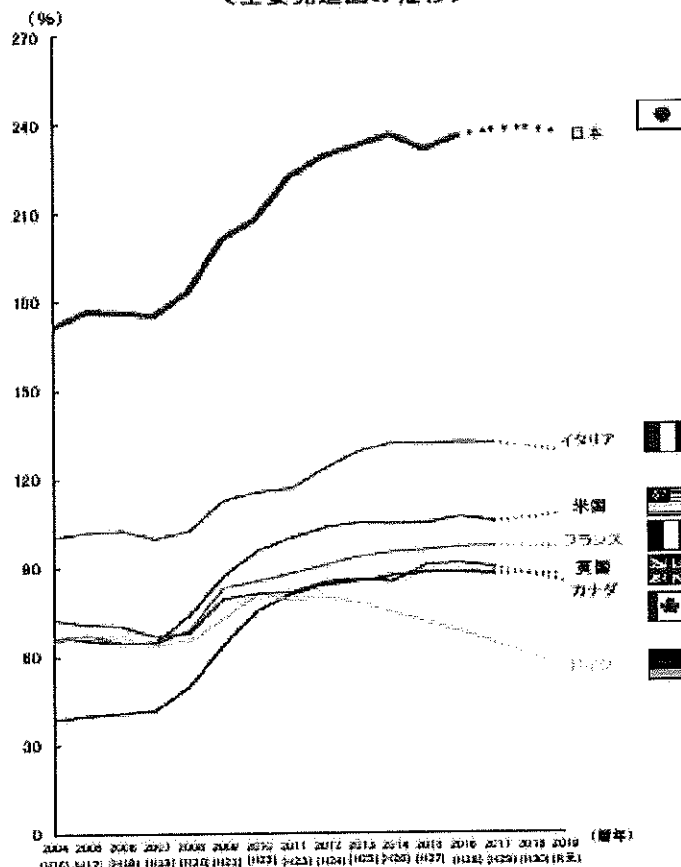
債務残高GDP比率

債務残高の対GDP比は、他のG7諸国のみならず、世界的に見ても最も高い水準となっています。

<全世界における順位(188か国中)>

1	マカオ	0%
2	香港	0.1%
3	ブルネイ・ダルサラーム	3.0%
⋮		
68	韓国	39.9%
⋮		
79	中国	44.2%
⋮		
135	ドイツ	67.9%
⋮		
163	英国	87.9%
164	カナダ	91.1%
⋮		
168	フランス	96.6%
⋮		
176	米国	106.8%
⋮		
183	イタリア	132.0%
⋮		
188	日本	235.6%

<主要先進国の推移>

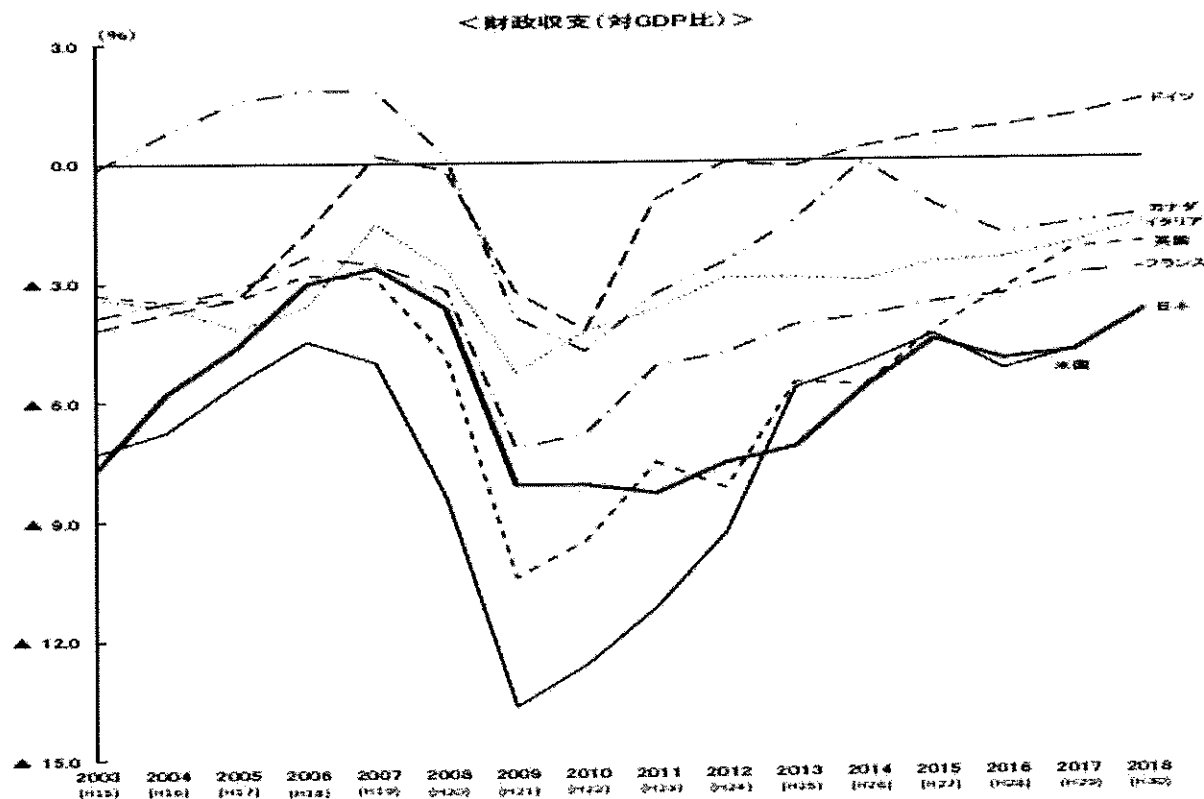


2018年度版 日本の財政赤字（一般政府）

5. 財政事情の国際比較

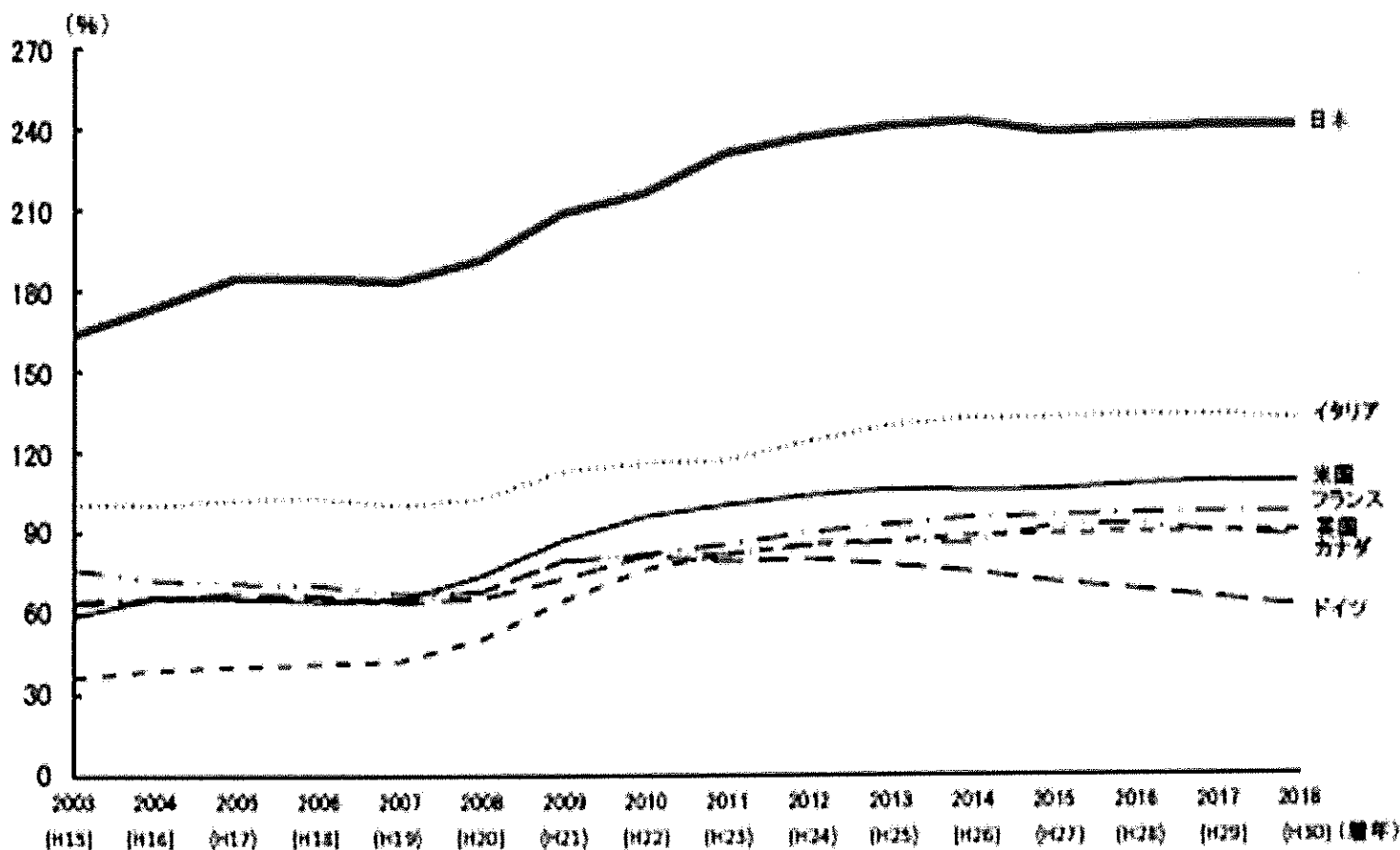
財政収支の国際比較(対GDP比)

2000年代に入り、我が国の財政収支は一旦改善傾向に向かいましたが、2008年秋のリーマンショックの影響により、他の主要国と同様に悪化しました。その後我が国の財政収支は改善傾向にありますが、大幅な赤字が続いています。

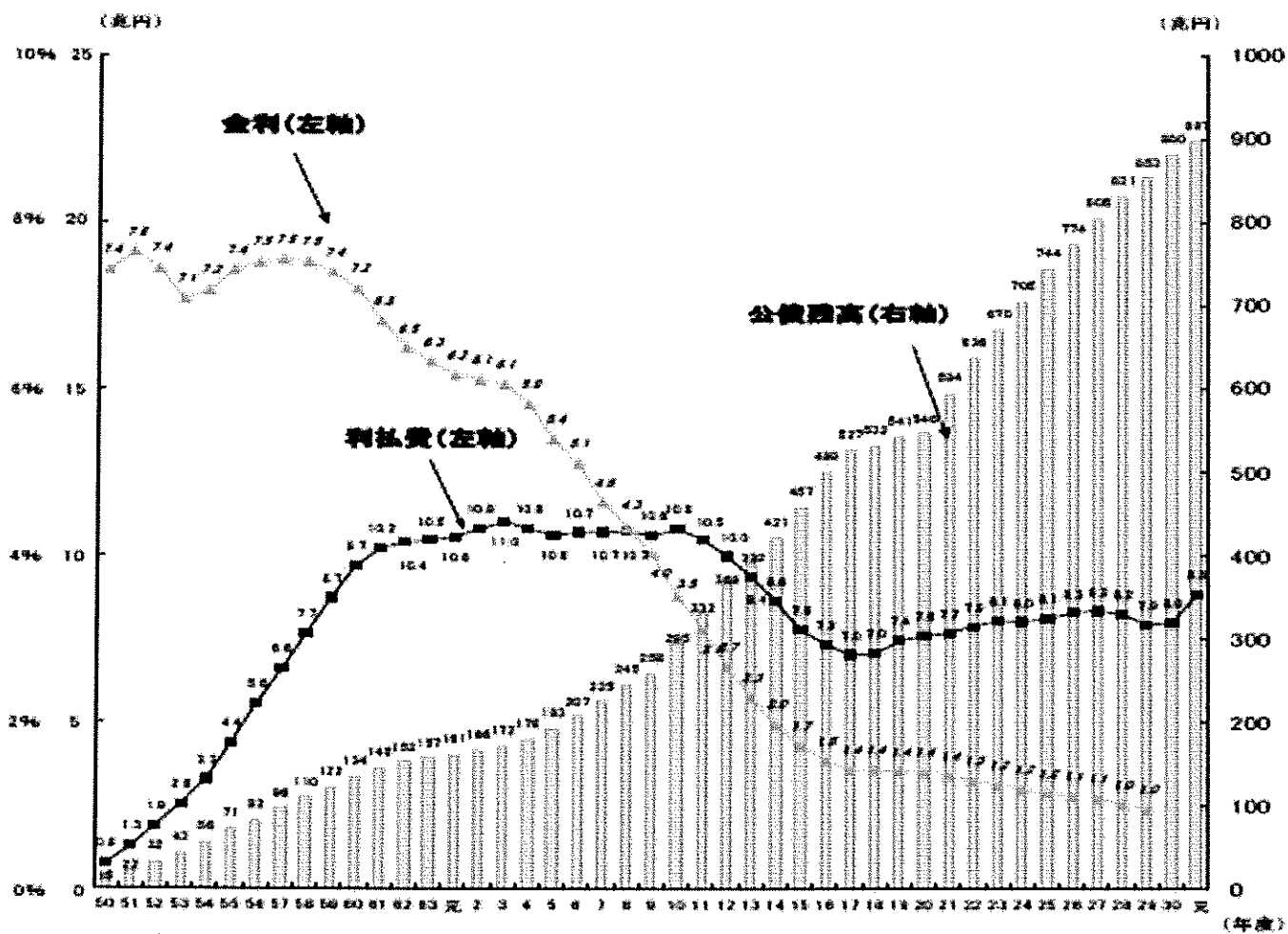


2018年度版 債務残高の対GDP比率 (一般政府)

<債務残高(対GDP比)>



国債費は依然、なぜ管理可能なのか。

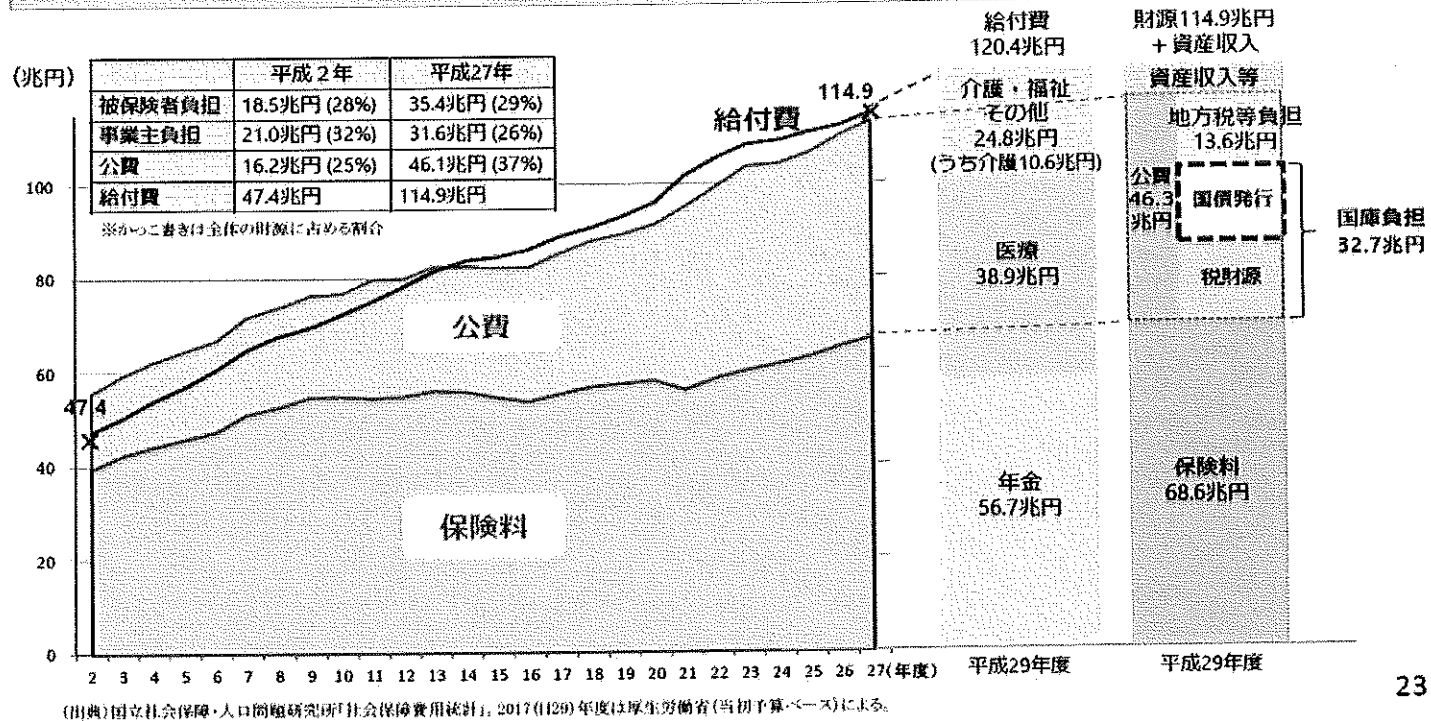


3. 増大する社会保障費の 仕組みと対応

増大する社会保障関係費

社会保障給付費の増に伴う公費負担の増

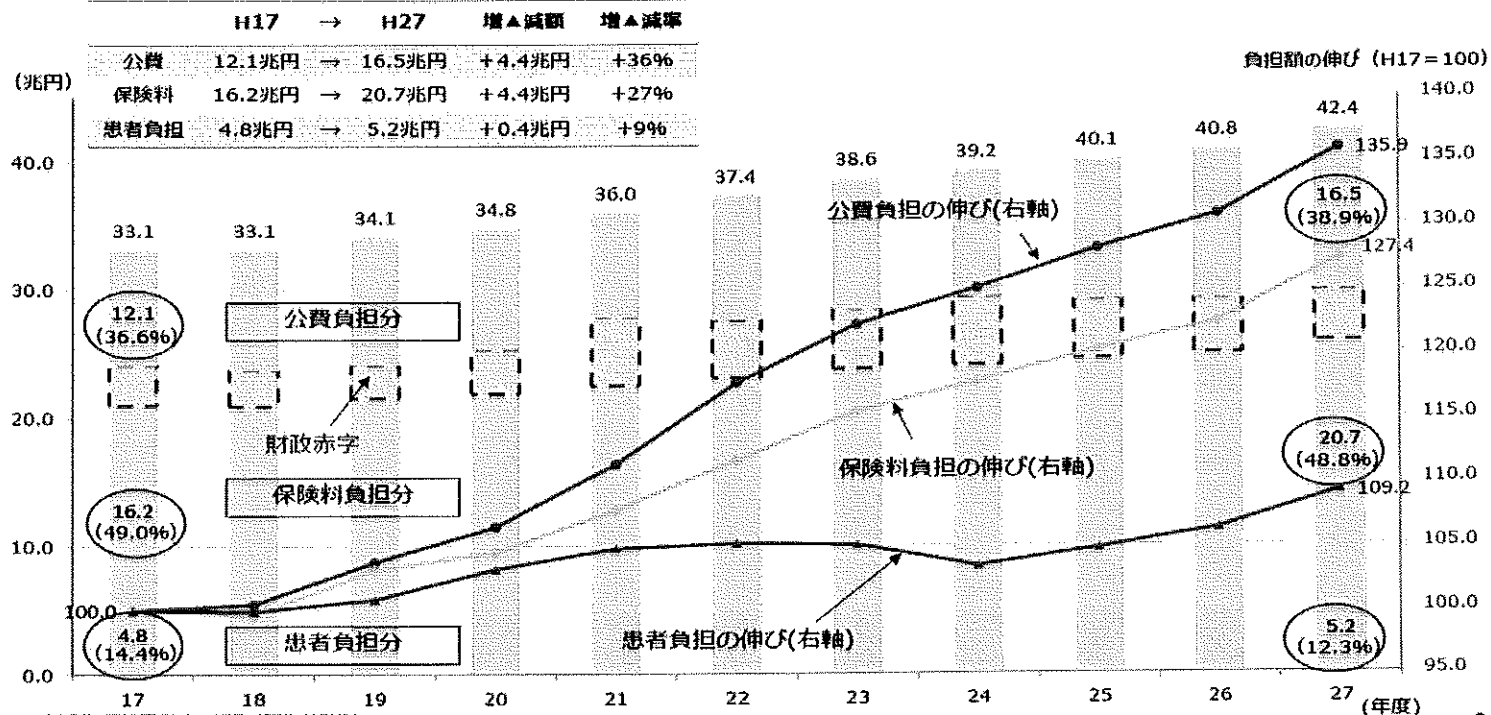
- わが国社会保障制度は、社会保険方式を採りながら、高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄うなど、公費負担（税財源で賄われる負担）に相当程度依存している。
- その結果、近年、高齢者医療・介護給付費の増に伴い、負担増は公費に集中している。これを賄う財源を確保出来ないため、給付と負担のバランス（社会保障制度の持続可能性）が損なわれ、将来世代に負担を先送りしている（＝財政悪化の要因）。



さらに増大する公費（税負担） 1

財源別国民医療費の推移

- 経済の伸びを超えた医療費の増加の大宗は、公費負担及び保険料負担の増加によって賄ってきた。医療費における公費への依存は今後さらに高まっていくものと見込まれる。
- 一方、公費については、財政赤字により次世代に負担を付け回しながら確保している状況



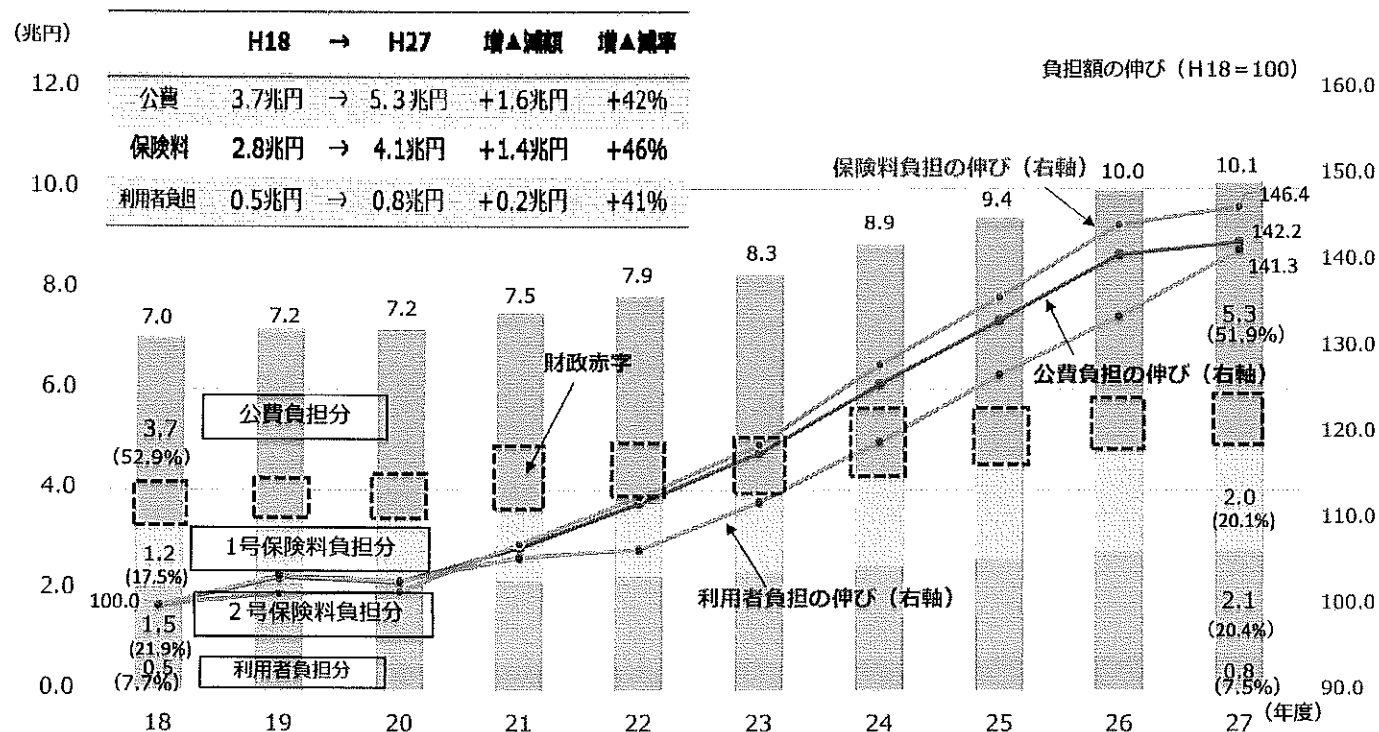
公費負担アップ！

	H17	→	H27	増▲減額	増▲減率
公費	12.1兆円	→	16.5兆円	+4.4兆円	+36%
保険料	16.2兆円	→	20.7兆円	+4.4兆円	+27%
患者負担	4.8兆円	→	5.2兆円	+0.4兆円	+9%

さらに増大する公費（税負担） 2

財源別介護費の推移

○ 介護費についても経済の伸びを超えて、公費・保険料・利用者負担が伸びている状況であり、公費については、財政赤字により次世代に負担を付け回しながら確保している状況。



※利用者負担は介護保険事業状況報告（厚生労働省）をもとに推計値を算出
 ※給付費については予算ベースで算出

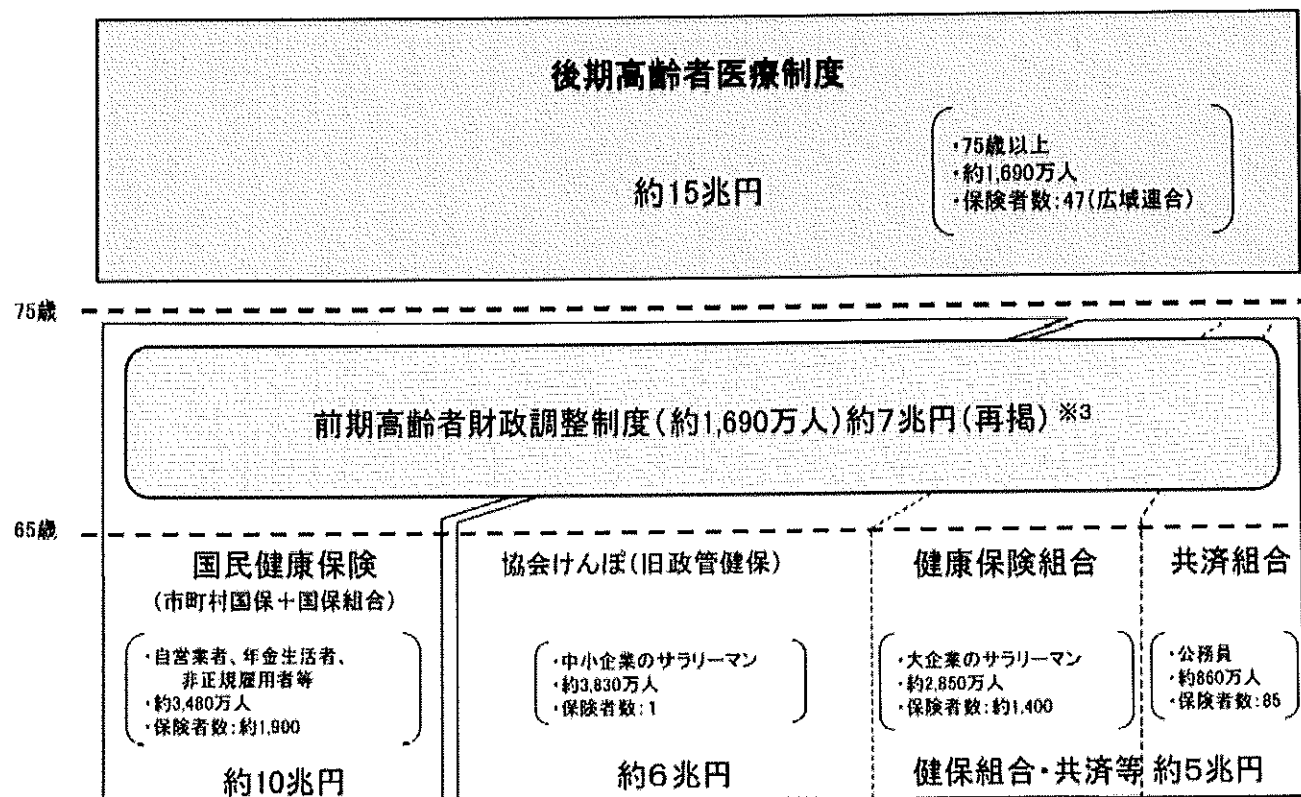
医療費・介護費用より増加する国の負担

1人当たり医療費・介護費の増加

	医療 (2016年)		介護 (2016年)		全人口に占める人口数及び割合	
	1人当たり国民医療費 (64歳以下 :18.4万円)	1人当たり国庫負担 (64歳以下 :2.6万円)	1人当たり介護費 (括弧内は要支援・要介護認定率)	1人当たり国庫負担	2016年	2025年
65~74歳	55.3万円	7.7万円	5.0万円 (4.3%)	1.4万円	1,768万人 (13.9%)	1,497万人 (12.2%)
		↓ 約5倍		↓ 約10倍	▲約271万人	
75歳以上	91.0万円	34.9万円	48.0万円 (31.9%)	13.6万円	1,691万人 (13.3%)	2,180万人 (17.8%)
					+約490万人	

日本の医療制度（厚労省資料）

医療保険制度の体系



※1 加入者数・保険者数、金額は、平成29年度予算ベースの数値。

※2 上記のほか、経過措置として遺児者医療(対象者約90万人)がある。

※3 前期高齢者数(約1,690万人)の内訳は、国保約1,300万人、協会けんぽ約220万人、健保組合約90万人、共済組合約10万人。

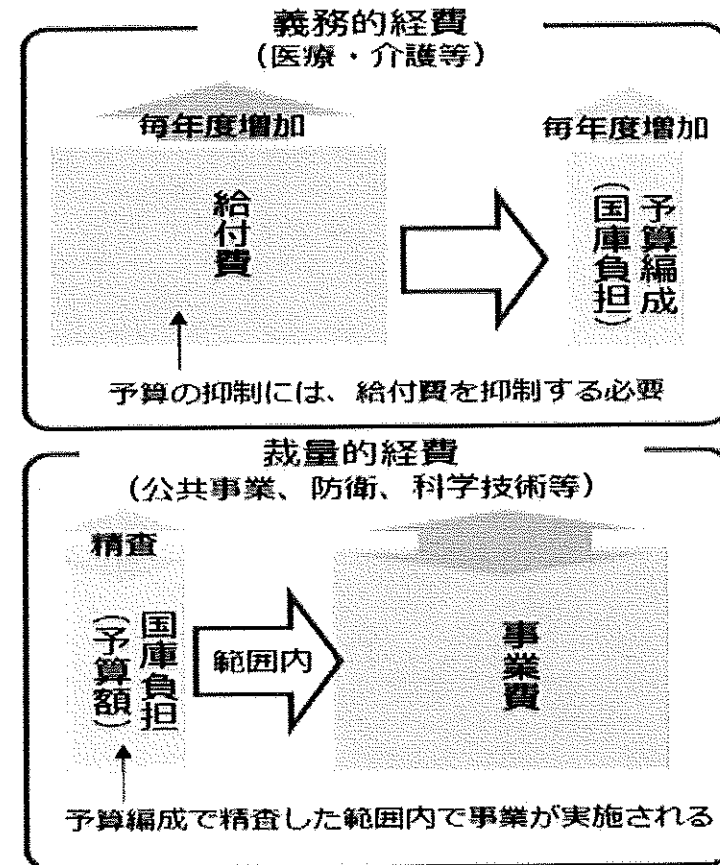
増大する社会保障関係費の仕組み

— かかった給付で決まる公費負担

医療と介護では実際にかかった給付によって公費負担が決まる。

給付に対する公費割合は、高齢者になると増大する。

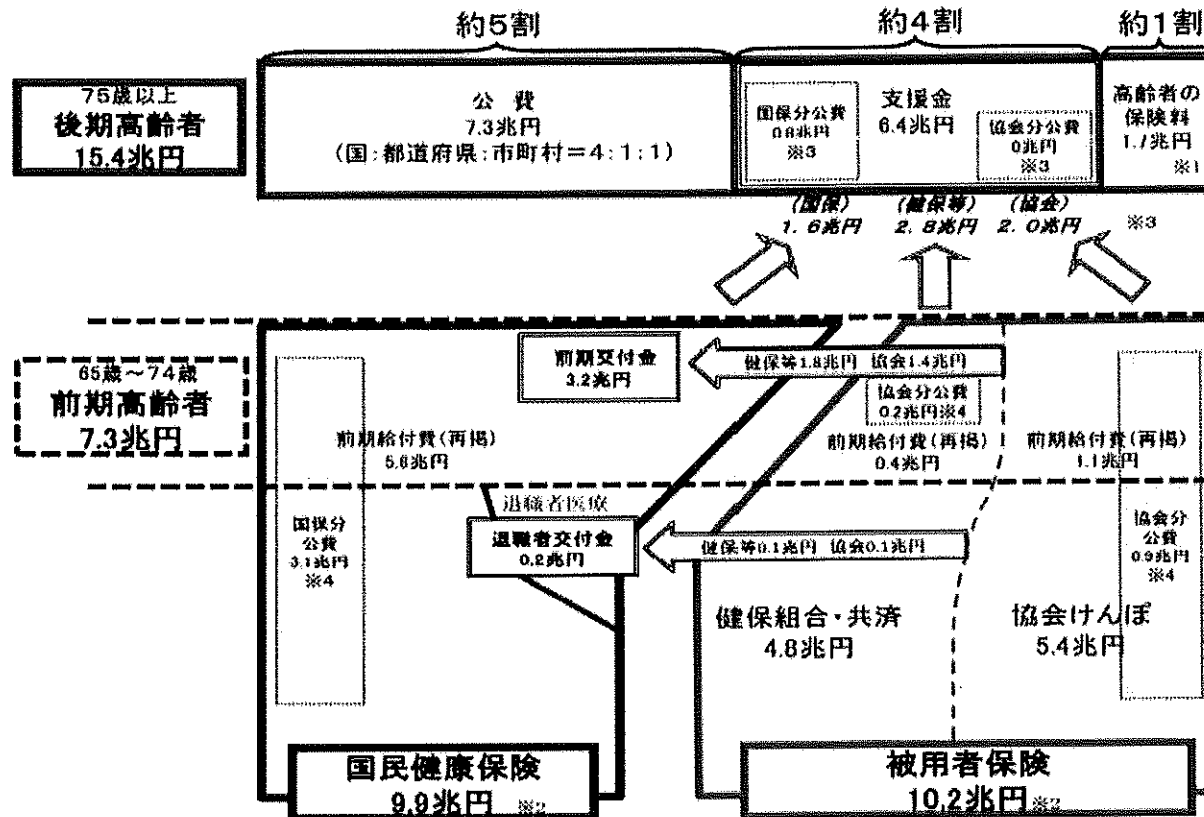
給付抑制が効かない限り公費負担は増大する。



国の負担の仕組み

事後的にかかる費用の一定割合を払う約束

医療保険制度の財源構成（医療給付費・平成29年度予算ベース）



※1 後期高齢者の保険料は、被用者等に係る軽減分を考慮していない(保険料軽減措置や高齢医療費の支援等の公費0.5兆円を含む)。
 ※2 国民健康保険(9.9兆円)及び被用者保険(10.2兆円)は、各制度の給付費を示しており、其制度への納付金や支援金を含まない。
 ※3 各国民健康保険者が負担する後期支援金及び当該支援金に係る公費は、後期支援金に係る前期財政調整を含む。
 ※4 国保分公費は、保険料軽減措置等に係る公費を除き、協会分公費は減額再掲措置(▲321億円)を除く。

国民健康保険の財政

(平成29年度予算ベース)

財源構成

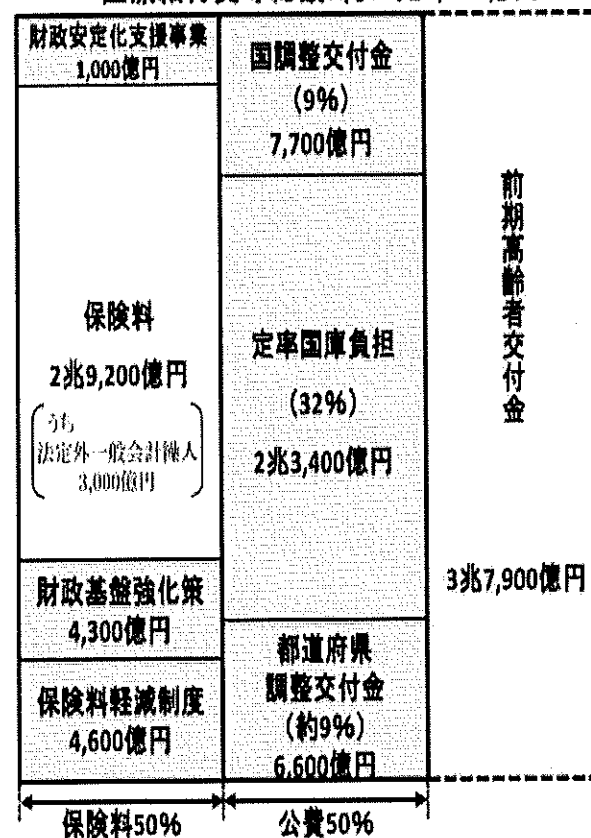
医療給付費 … 総額で約11.5兆円

- うち、約3.8兆円は、被用者保険からの交付金
(65歳～74歳の医療費について、被用者保険も含め、保険者間で財政調整)
- 残りの約8兆円について、
 - ・ **公費50%、保険料50%を原則としつつ、**
 - ・ **更に、低所得者の保険料軽減措置への財政支援等として、**
 - ・ **約8,900億円の公費を追加投入(→ 結果、公費は約60%)**

(参考)

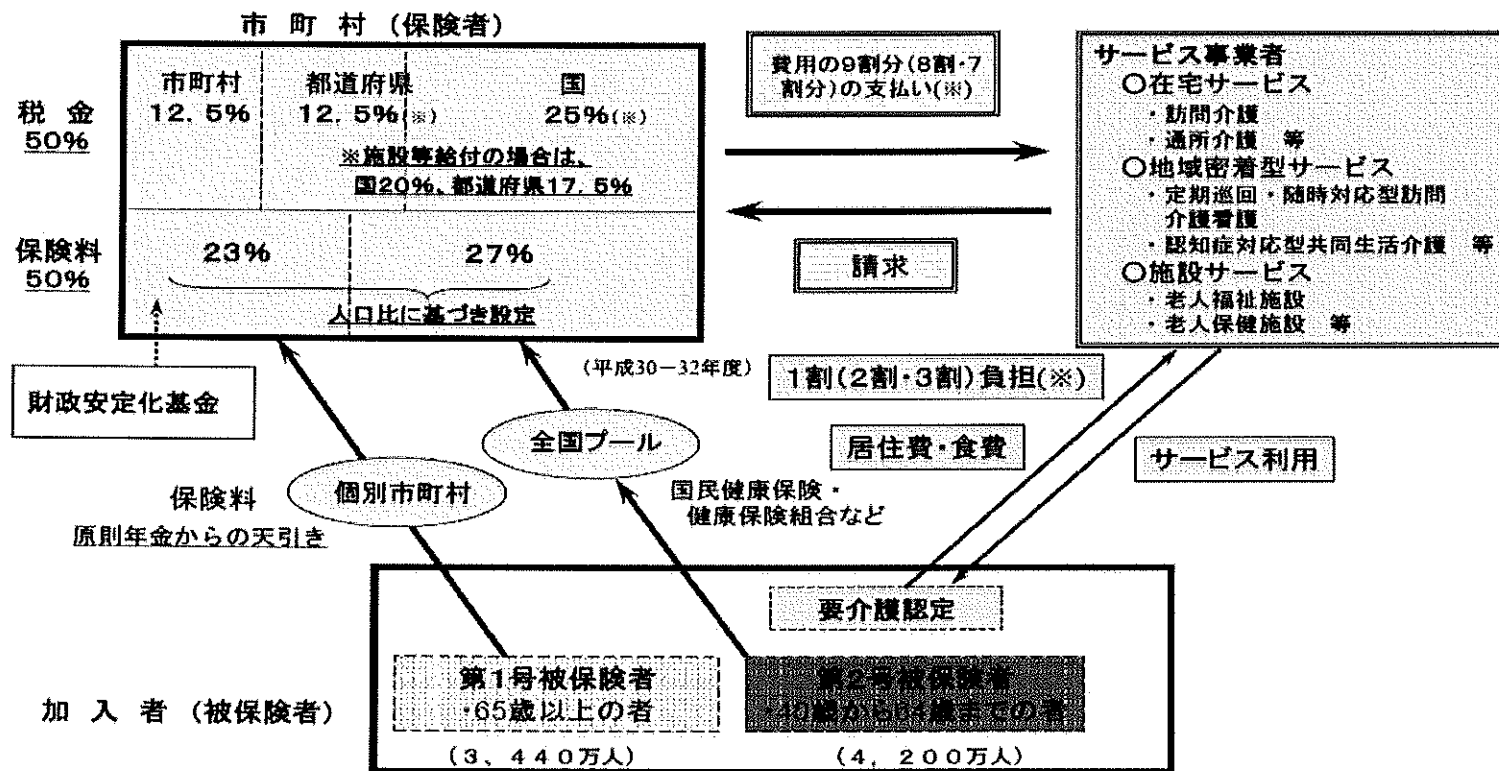
- 「調整交付金」
 - ・ 市町村間の財政力の不均衡を調整するためや、災害など地域的な特殊事情を考慮して交付
- 「財政基盤強化策」
 - ・ 高額な医療費(1件80万円超)や、低所得者が多い市町村国保への財政支援(高額医療費共同事業、保険者支援制度)
- 「財政安定化支援事業」
 - ・ 市町村国保財政の安定化、保険料平準化のため地方財政措置

医療給付費等総額: 約11兆5,000億円



介護保険の財政

介護保険制度の仕組み



(注) 第1号被保険者の数は、「平成28年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成28年度末現在の数である。
 第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成28年度内の月平均値である。
 (*) 一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。

増大する社会保障関係費（公費）の対応

- ・ 公的年金

- ・ 負担：保険料率（厚生年金）、保険料額（国民年金）を一定にしたうえ、基礎年金給付額の50%を公費負担。
- ・ 給付：今後年金受給者は増加するが、保険料＋積立金に見合った給付を行う。
- ・ この給付調整（カット）の仕組みを「マクロ経済スライド」と呼んでいる。

- ・ 医療・介護保険への示唆

- ・ 保険からの給付額をかかった費用（事後払い）から、見積もり費用（事前払い）に変える
 - ・ 見積もり費用に対する公費負担額（割合）を事前に決める。
 - ・ かかった医療費は、個人＋医療機関＋製薬・調剤会社の負担調整を通じて支払う。
-

4. 医療制度改革をどう進めるか

日本の医療保険制度の特徴

- ・ 国の関与のあり方の原則がない
 - ・ 給付費の一定割合を公費負担し、加えて保険者間移転およびさらに国からの補助金などを通じる負担軽減策の結果、給付と負担の関係が希薄化
 - ・ その結果、財政規律が弱化し、保険者は給付費のたんなる支払機関となっている。
 - ・ 組合健保も結局は、負担軽減のために公費負担の増加(消費税増)を要望。
 - ・ 支払い方式における事前と事後の認識の欠如
 - ・ (リスク調整がないため)医療費見積もりに基づいた保険者への事前払いがなく、支払は事後清算のみ。
 - ・ 病院側でも出来高払いによる事後的な清算
 - ・ 保険者意識の欠落
 - ・ 結果としての医療費は、国による診療報酬の決定による。
 - ・ 医療費の伸びを想定して、それに見合った個別診療と薬価の「点数」を決定。
社会主義的な総額管理方式。
 - ・ 持続可能性に限界
 - ・ 高齢化の進展するなかで総額管理方式は早晚限界に達するであろう。
-

改革の進め方

- 政府関与のあり方
 - 足らぬは公費へのつけ回しの結果、国の負担が増大。
 - 医療保険における公費のあり方を明確にしなければならない。
 - 保険料率引き上げと、公費負担総額の管理の必要性。
 - 事前払いの導入
 - (リスク調整制度導入により)保険者に対する標準的医療費の事前払い実現
 - 診療報酬の包括払いの強化
 - 負担をどう担うか
医療費に見合った保険料率を設定する
保険料負担は個人の経済力に基づいて調整する、保険料の軽減など。
 - 公的医療保険の範囲と保険者の改革
 - 何を公的保険対象医療とするか(公的医療保険に収載しない医療の選定)
 - 保険業務のアウトソーシングにより民間保険者の運営参入を実現
-

参考

高リスク者＝60万円 低リスク者＝30万円
でリスク調整するケース

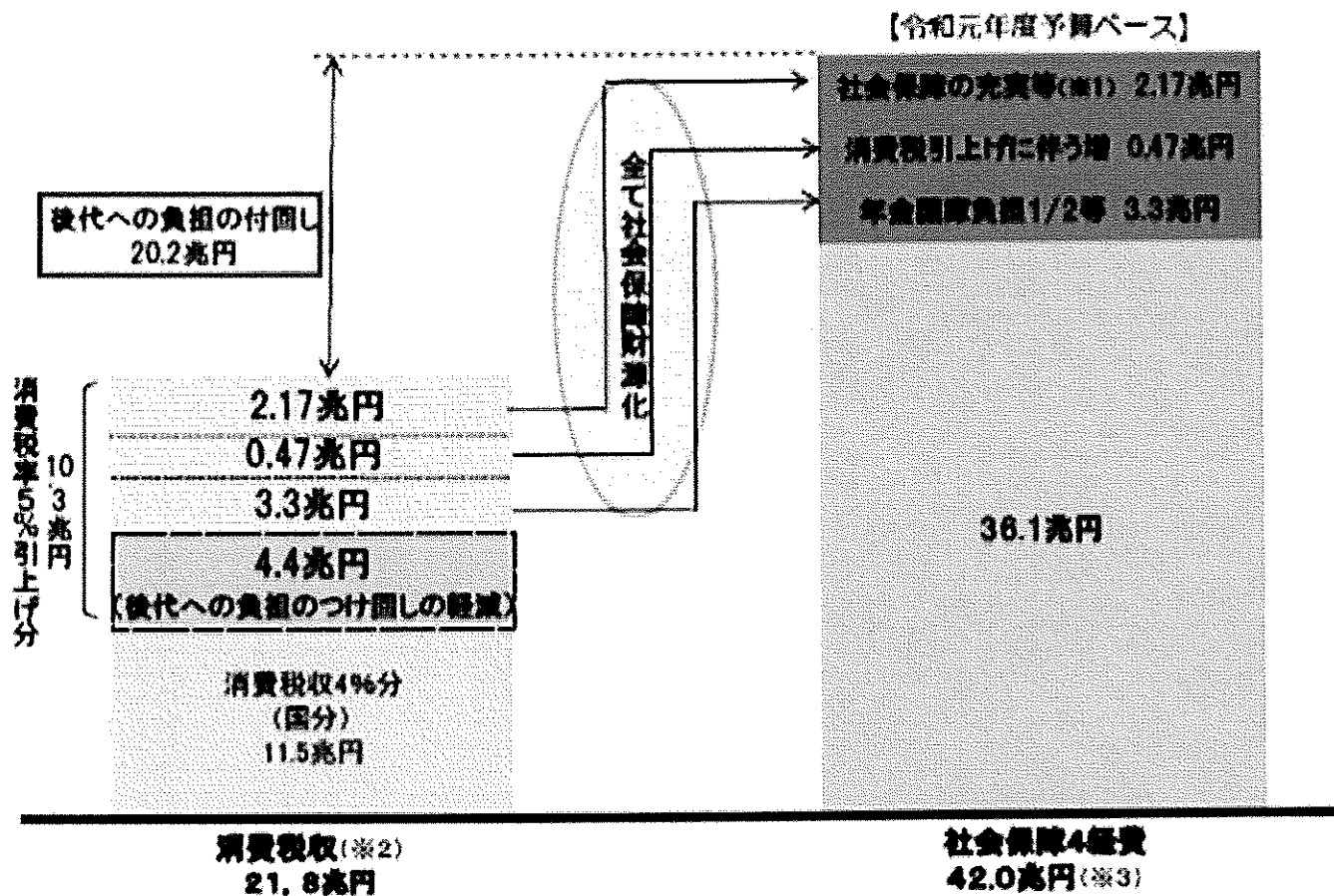
リスク構造調整の仕組み

	保険者 (A)		保険者 (B)	
保険加入者構成	高リスク 80%	低リスク 20%	高リスク 20%	低リスク 80%
加入者一人当たり標準医療費	$54=0.8 \times 60 + 0.2 \times 30$		$36=0.2 \times 60 + 0.8 \times 30$	
保険者への事前支払額 (リスク調整費用)	NA:保険者 (A) の加入者数 $54 \times NA$		NB:保険者 (B) の加入者数 $36 \times NB$	
保険料 (定額)	$(54 \times NA + 36 \times NB) / (NA + NB)$ 例: NA=NB の時、定額保険料は、45 万円			

5. 消費税は社会保障費として
活用されているか

消費税の使い道 (1)

社会保障経費と消費税収の関係(令和元年度)



参考—消費税の使い道（2）

ところが・・・

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)

教育負担軽減、子ども子育て支援、介護人材確保など社会保障の充実のために2019年10月に予定されている消費税8%から10%への引上げによる財源を活用する。

消費税率引上げによる5兆円強の増収額の概ね半分を社会保障の充実と財政再建とに充当する。

これによって2020年度PB黒字化目標の達成は困難となる。

ただし、財政健全化の旗は決して降ろさず、PB黒字化の目標自体は堅持する。

2018年の骨太方針の策定において、PB黒字化の達成時期と計画を示す。

PB黒字化を2025年度に先送り(2018年6月)

消費税が8%から10%に上がったなら 5兆円-1.1兆円-2兆円=1.9兆円 とは？

消費税10%への引上げによる増収分の使途

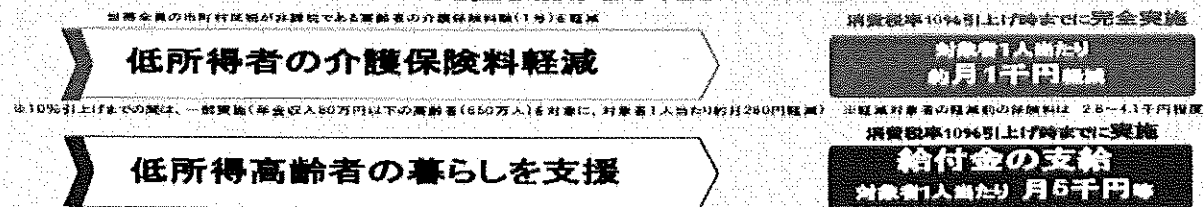
少子高齢化を克服するために、我が国の社会保障制度を全世代型へさらに大きく転換していく必要があります。

このため、2019年10月に予定されている消費税10%への引上げによる財源(5兆円強)の使い道を見直し、この中で従前から予定していた社会保障の充実策(1.1兆円程度)に加え、2兆円程度(注)を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保に充てることとしました。

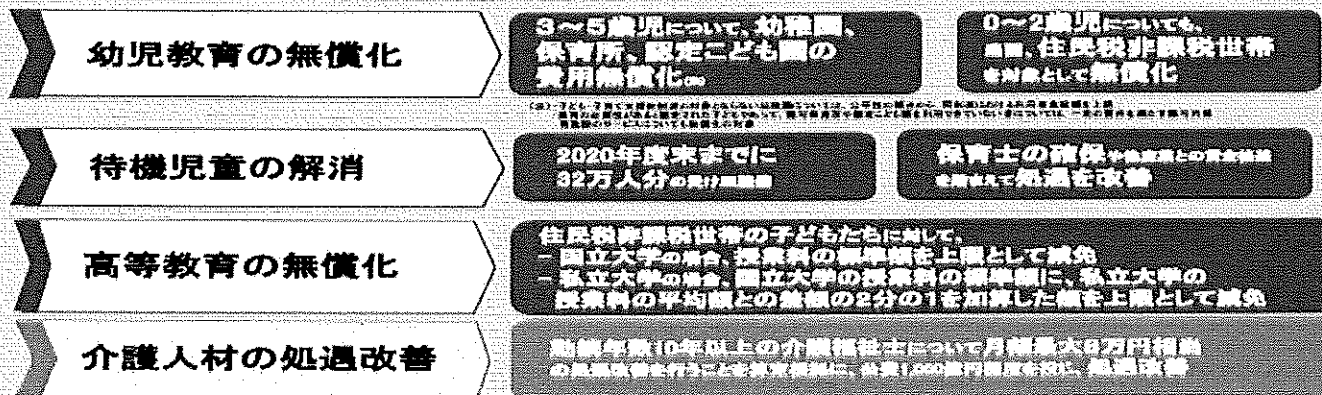
(注)消費税増収分の他、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金の増額による0.3兆円を含む。

消費税8%→10%への引上げにより行われる主な施策

見直し前から予定していた主な充実策



新たに行う予定の主な施策



税理士等の非行事例

平成30年度の税理士等の懲戒処分は、全国で51件行われました。※国税庁公表
このような処分が行われることは、納税者の税理士に対する信用を損なうこととなります。
代表的な非行事例を紹介しますので、会員各位においては、より一層の綱紀の厳正な保持
に努めてください。

正しい申告書の作成！！

- 事実と反していることを知りながら顧問先の確定申告書を作成
顧問先の法人税の確定申告に当たり、事実を承知していたにもかかわらず、
所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

【6月以上2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止】

今年は利益がかなり出そうなので、糊卸を調整しましたが、目をつぶってこれで申告書を作ってください。

顧問先

税理士A

うーん……。付き合えばいいから……。

- ※ 税理士として相当の注意を怠り、結果、事実と反している確定申告書の作成を行った場合にも懲戒処分の対象となります。

【戒告又は2年以内の税理士業務の停止】

（税理士法第45条 不真正税務書類の作成等の禁止）

自ら脱税・無申告！！

- 自己脱税
自己の所得税の確定申告に当たり、外注費の水増し計上などにより所得金額を不正に圧縮して申告した。
- 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（無申告）
自己の所得税の確定申告に当たり、業務多忙であったことや確定申告しても還付となると見込まれたことを理由に確定申告書を提出しなかった。

【戒告又は2年以内の税理士業務の停止】

仕事が大忙しすぎて……。還付申告だし、後で申告すればいいか……。

税理士B

- ※ いずれも、税理士が代表者等である法人を含みます。

（税理士法第37条 信用失墜行為の禁止）

にせ税理士への名義貸し！！

○ にせ税理士への名義貸し

税理士資格のない者が作成した申告書について、最終的に自分が確認すれば税理士法違反にならないと誤認して、署名押印を行っていた。

【2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止】

申告書を作って持っていくので、税理士として署名押印してくださいよ。



無資格者



税理士C

(申告書の内容を確認して署名押印すれば大丈夫かな・・・。)

※ 平成27年4月1日以降、税理士法37条の2違反者は懲戒処分のほか、同法59条による罰則(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の対象になります。

(税理士法第37条の2 非税理士に対する名義貸しの禁止)

使用人の不正！！

○ 税理士事務所事務員が顧問先の不正計算に加担

税理士事務所事務員が、担当する法人の代表者からの依頼で、代表者の個人的費用を捻出するために架空経費を計上するなどの不正経理に加担した。

【戒告又は1年以内の税理士業務の停止】

(税理士法第41条の2 使用人等に対する監督義務)

長い付き合いなんだから、先生に内緒で経費の金額を上乗せしてよ。



社長



事務員

分かりました。でも、先生には絶対に内緒ですよ！

※ 平成27年4月1日以降、使用人等の不正行為を税理士が認識していたときは、税理士がその不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になります。

【6月以上2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止】

また、認識していなくても、内部管理体制等に不備があること等を事由に認識できなかったと認められる場合は、同様に処分対象になります。

【戒告又は2年以内の税理士業務の停止】

(税理士法第45条 不真正税務書類の作成等の禁止)

税理士として、より一層の品位の保持が必要です！！

【参考】

◆ 「懲戒処分等の考え方」の掲載場所 ◆

国税庁ホームページ＞税の情報・手続・用紙＞
税理士に関する情報＞税理士等に対する懲戒処分等